

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	156,300	119,200	—	—	—	60,400	53,500	—
2	163,600	124,500	105,500	88,800	74,000	63,600	55,600	43,500
3	170,900	129,900	109,800	92,700	77,400	66,800	57,800	44,800
4	178,200	135,400	114,100	96,800	80,800	70,000	60,400	46,100
5	185,500	140,900	118,400	100,500	84,300	73,200	63,000	47,500
6	192,800	146,400	122,800	104,400	87,800	76,400	65,600	49,300
7	200,100	151,900	127,200	108,600	91,400	79,500	68,200	51,300
8	207,400	157,400	131,600	112,800	95,000	82,600	70,800	53,400
9	214,700	162,900	136,100	117,000	98,600	85,400	73,000	54,800
10	222,000	168,200	140,600	121,200	102,200	88,200	75,200	56,200
11	227,400	173,400	145,100	125,400	105,800	91,000	77,200	57,600
12	231,500	178,600	149,300	129,600	109,400	93,800	79,200	59,000
13	235,600	183,800	153,500	133,700	113,000	96,600	81,200	60,400
14	239,600	188,000	157,700	137,700	116,300	99,000	82,900	61,800
15	242,900	192,200	161,900	141,700	119,400	101,400	84,600	63,200
16		195,200	165,500	145,700	122,400	103,700	86,300	64,600
17			169,100	149,100	125,400	106,000	88,000	65,600
18			171,900	152,400	127,600	108,000	89,600	
19				155,000	129,800	110,000	90,900	
20					131,900	111,500		
21					133,500			

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	86,900	73,300	59,800	53,500	43,800	39,000
2	89,900	76,000	62,500	55,500	45,100	40,200
3	92,900	78,700	65,200	57,600	46,400	41,400
4	96,100	81,400	67,900	59,800	47,900	42,600
5	99,300	84,100	70,600	62,100	49,500	43,800
6	102,800	86,900	73,300	64,400	51,500	45,000
7	106,300	89,700	75,800	66,700	53,500	46,200
8	109,800	92,500	78,300	68,900	55,500	47,600
9	113,300	95,200	80,800	71,100	57,500	49,200
10	116,800	97,700	83,100	73,300	59,500	51,000
11	120,300	100,200	85,300	75,500	61,500	52,800
12	123,800	102,600	87,500	77,700	63,500	54,600
13	127,300	105,000	89,700	79,900	65,400	56,300
14	130,800	107,400	91,900	81,900	67,200	57,900
15	133,800	109,800	94,100	83,800	68,700	59,500
16	136,800	112,200	96,300	85,600	70,200	60,900
17	139,800	114,600	98,400	87,400	71,700	62,300
18	142,800	117,100	100,500	89,200	73,200	63,600
19	145,800	119,600	102,600	90,800	74,700	64,900
20	148,500	122,100	104,400	92,400	76,100	66,200
21	151,100	124,500	106,200	93,800	77,500	67,500
22	153,700	126,900	107,800	95,200	78,800	68,800
23	156,300	129,000	109,400	96,600	80,100	70,100
24	158,600	131,100	110,700	97,700	81,300	71,400
25		132,700			82,300	72,600
26						73,800
27						75,000
28						76,200
29						77,200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号	俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
1	163,400	135,400	—	—	—	—	69,200	59,700	—
2	169,000	140,900	125,100	116,300	99,900	84,200	72,500	62,300	48,200
3	174,700	146,400	130,000	120,700	103,800	87,800	75,800	64,900	49,800
4	180,400	151,900	134,900	125,100	107,700	91,400	79,100	67,500	51,400
5	186,600	157,400	139,800	129,500	112,000	95,100	82,400	70,000	53,400
6	192,800	162,900	144,400	133,900	116,300	98,800	85,700	72,200	55,500
7	200,100	168,200	148,900	138,300	120,700	102,600	88,700	74,400	57,600
8	207,400	173,200	153,400	142,800	125,100	106,400	91,500	76,600	59,100
9	214,700	178,000	157,900	147,300	129,400	110,200	94,300	78,500	60,400
10	222,000	182,800	162,400	151,800	133,700	114,000	97,000	80,400	61,700
11	227,400	187,600	166,900	156,300	138,000	117,700	99,700	82,300	63,100
12	231,500	192,400	171,400	160,800	142,300	121,400	102,400	84,300	64,600
13	235,600	197,200	176,000	164,900	146,600	125,100	105,100	86,300	66,000
14	239,600	202,000	180,600	169,200	150,900	128,100	107,300	88,300	67,400
15	242,900	206,700	185,200	173,400	155,200	130,700	109,300	89,700	68,400
16		211,400	189,400	177,200	159,500	133,300	111,300		
17		214,500	193,600	180,900	163,000	135,800	112,800		
18			196,600	183,700	166,500	137,900			
19					169,800	140,000			
20					172,400	141,600			

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号	俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
1	163,400	135,400	—	—	—	—	61,000	54,200	—
2	169,000	140,900	125,100	116,300	99,900	77,300	64,200	56,200	50,200
3	174,700	146,400	130,000	120,700	103,800	80,900	67,400	58,300	52,000
4	180,400	151,900	134,900	125,100	107,700	84,500	70,600	60,800	54,000
5	186,600	157,400	139,800	129,500	112,000	88,100	73,800	63,800	56,000
6	192,800	162,900	144,400	133,900	116,300	91,800	77,000	66,800	58,100
7	200,100	168,200	148,900	138,300	120,700	95,500	80,200	69,800	60,600
8	207,400	173,200	153,400	142,800	125,100	99,200	83,400	72,900	63,500
9	214,700	178,000	157,900	147,300	129,400	103,000	86,600	76,000	66,400
10	222,000	182,800	162,400	151,800	133,700	106,800	89,900	79,100	69,300
11	227,400	187,600	166,900	156,300	138,000	110,600	93,200	82,200	72,200
12	231,500	192,400	171,400	160,800	142,300	114,400	96,500	85,300	75,100
13	235,600	197,200	176,000	164,900	146,600	118,100	99,800	88,400	78,100
14	239,600	202,000	180,600	169,200	150,900	121,800	103,100	91,500	81,100
15	242,900	206,700	185,200	173,400	155,200	125,500	106,400	94,600	84,100
16		211,400	189,400	177,200	159,500	129,100	109,700	97,700	87,100
17		214,500	193,600	180,900	163,000	132,600	113,000	100,800	90,100
18			196,600	183,700	166,500	136,100	116,300	103,900	93,100
19					169,800	139,600	119,600	107,000	96,100
20					172,400	142,400	122,900	110,100	99,100
21						145,100	126,200	113,200	102,100
22						147,800	129,500	116,300	105,100
23						149,900	132,800	119,400	108,000
24							135,400	122,600	110,900
25							138,000	125,300	113,800
26							140,000	128,900	116,700
27								131,500	119,600
28								134,000	122,500
29								135,900	125,400
30									127,800
31									129,600

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	特1等級 俸給月額	1 等 級 俸給月額	2 等 級 俸給月額	特3等級 俸給月額	3 等 級 俸給月額	4 等 級 俸給月額	5 等 級 俸給月額	6 等 級 俸給月額	7 等 級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	168,400	135,400	—	—	—	—	69,200	59,700	—
2	169,000	140,900	125,100	116,300	99,900	84,200	72,500	62,300	48,200
3	174,700	146,400	130,000	120,700	103,800	87,800	75,800	64,900	49,800
4	180,400	151,900	134,900	125,100	107,700	91,400	79,100	67,500	51,600
5	186,600	157,400	139,800	129,500	112,000	95,100	82,400	70,100	53,800
6	192,800	162,900	144,400	133,900	116,300	98,800	85,700	72,800	56,300
7	200,100	168,200	148,900	138,300	120,700	102,600	88,700	75,500	58,900
8	207,400	173,200	153,400	142,800	125,100	106,400	91,600	78,200	60,900
9	214,700	178,000	157,900	147,300	129,400	110,200	94,500	80,900	62,900
10	222,000	182,800	162,400	151,800	133,700	114,000	97,400	83,300	64,900
11	227,400	187,600	166,900	156,300	138,000	117,700	100,300	85,700	66,800
12	231,500	192,400	171,400	160,600	142,300	121,400	103,200	88,100	68,700
13	235,600	197,200	176,000	164,900	146,600	125,100	106,100	90,500	70,600
14	239,600	202,000	180,600	169,200	150,900	128,100	108,700	92,900	72,500
15	242,900	206,700	185,200	173,400	155,200	130,700	111,200	95,300	74,400
16		211,400	189,400	177,200	159,500	133,800	113,500	97,700	76,300
17		214,500	193,600	180,900	163,000	135,800	115,700	99,700	78,200
18			196,600	183,700	166,500	137,900	117,700	101,700	80,000
19					169,800	140,000	119,700	103,100	81,800
20					172,400	141,600	121,200		83,600
21									85,400
22									86,700

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	特1等級 俸給月額	1 等 級 俸給月額	2 等 級 俸給月額	3 等 級 俸給月額	4 等 級 俸給月額	5 等 級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	153,800	124,700	101,400	83,800	66,400	—
2	159,900	130,500	106,000	87,900	69,400	51,400
3	166,000	136,300	110,600	92,000	72,400	53,200
4	172,100	142,100	115,200	96,100	75,700	55,900
5	178,200	147,800	119,800	100,100	79,200	59,300
6	184,300	153,500	124,300	104,100	82,700	62,700
7	190,400	159,100	128,800	108,000	86,200	66,100
8	196,500	164,700	133,300	111,900	89,200	68,700
9	202,600	170,300	137,800	115,700	92,200	71,000
10	207,700	175,800	141,800	119,400	95,200	73,300
11	212,800	181,200	145,800	122,900	97,900	75,600
12	217,100	186,200	149,600	126,400	100,600	77,700
13	221,500	191,200	153,400	129,900	103,300	79,700
14	225,800	196,400	156,700	133,400	106,000	81,700
15	229,500	199,500	160,000	136,900	108,700	83,600
16	233,200	203,600	163,200	140,300	111,400	85,500
17	236,300	207,700	166,400	143,500	114,100	87,400
18		211,600	169,500	146,700	116,200	89,300
19		214,600	172,000	149,000		91,200
20						92,600

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	100,000	80,400	65,800	54,200	44,300
2	103,100	83,900	68,400	56,300	45,600
3	106,200	87,400	71,000	58,600	46,900
4	109,600	90,900	73,900	60,900	48,500
5	113,000	94,200	77,000	63,300	50,200
6	116,700	97,100	80,300	65,700	52,100
7	120,400	100,000	83,600	68,100	54,100
8	124,100	102,900	86,900	70,500	56,200
9	127,800	105,600	90,200	73,100	58,400
10	131,500	108,300	93,300	75,800	60,700
11	135,200	111,000	96,200	78,500	63,000
12	138,900	113,600	98,800	81,200	65,300
13	142,600	116,200	101,300	83,900	67,600
14	146,300	118,800	103,700	86,500	69,900
15	149,500	121,400	106,100	89,000	72,200
16	152,700	124,000	108,500	91,500	74,500
17	155,900	126,600	110,900	94,000	76,800
18	159,100	129,200	113,300	96,400	79,100
19	162,300	131,800	115,200	98,800	81,400
20	165,100	134,400	117,100	100,700	83,700
21	167,900	137,000	118,900	102,600	85,500
22	170,600	139,000	120,700	104,400	87,200
23	173,300		122,500	106,200	88,500
24	175,700		123,900	108,000	
25				109,400	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	78,200	58,100	47,500
2	—	92,600	82,100	61,300	49,400
3	124,900	97,500	86,100	64,600	51,700
4	130,500	102,400	90,300	67,900	54,200
5	136,100	107,300	94,500	71,300	56,700
6	141,700	112,300	98,700	74,700	59,200
7	147,300	117,300	102,900	78,100	61,900
8	152,900	122,300	107,100	81,500	65,100
9	158,600	127,300	111,100	84,900	68,300
10	164,300	132,300	115,100	88,300	71,600
11	170,000	136,700	119,100	91,700	74,900
12	175,800	140,700	122,600	95,100	78,200
13	181,600	144,500	126,100	98,500	81,500
14	187,400	148,300	129,600	101,500	84,500
15	193,200	152,100	133,100	104,500	87,500
16	199,000	155,900	136,500	107,400	90,500
17	204,800	159,600	139,900	110,200	93,500
18	210,100	163,300	143,300	113,000	96,500
19	215,400	167,000	146,700	115,800	99,400
20	220,700	170,700	150,100	118,600	102,200
21	226,000	174,400	153,800	121,400	105,000
22	231,100	178,100	157,500	124,200	107,800
23	235,600	181,800	161,100	127,000	110,300
24	239,600	185,200	164,700	129,800	112,800
25	242,900	188,600	167,400	132,400	114,900
26		191,900	169,500	134,900	117,000
27		194,500		136,900	118,600

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円
1	—	55,000	—
2	102,700	58,100	46,100
3	106,900	60,800	47,500
4	111,100	63,600	48,900
5	115,300	66,400	51,100
6	119,500	69,200	53,700
7	123,900	72,100	56,300
8	128,300	75,000	58,900
9	132,700	78,000	61,500
10	137,100	81,000	64,300
11	141,600	84,400	67,100
12	146,100	87,900	70,000
13	150,600	91,400	72,900
14	155,100	94,900	75,800
15	159,600	98,400	78,700
16	164,100	102,200	81,600
17	168,600	106,100	84,500
18	173,100	110,100	87,400
19	178,100	114,100	90,300
20	183,100	118,100	92,900
21	188,100	122,000	95,500
22	193,100	125,900	98,100
23	197,400	129,800	100,700
24	201,700	133,700	103,300
25	204,700	137,400	105,900
26		141,000	108,500
27		144,800	111,100
28		148,200	113,700
29		151,800	116,000
30		155,400	118,300
31		158,900	120,400
32		162,000	122,400
33		165,000	124,400
34		167,800	126,300
35		170,600	127,800
36		173,300	
37		175,400	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円
1	—	48,900	—
2	87,200	51,800	46,100
3	90,800	55,000	47,500
4	94,400	58,100	48,900
5	98,300	60,700	51,100
6	102,200	63,400	53,700
7	106,100	66,100	56,300
8	110,000	68,800	58,900
9	113,900	71,600	61,500
10	117,800	74,400	64,100
11	121,700	77,300	66,600
12	125,400	80,200	69,000
13	129,100	83,500	71,400
14	132,800	86,900	73,800
15	136,400	90,300	76,200
16	140,000	93,800	78,600
17	143,600	97,300	81,000
18	147,300	101,200	83,400
19	151,000	105,100	85,800
20	154,700	109,000	88,200
21	158,300	112,900	90,500
22	161,400	115,900	92,500
23	164,400	118,500	94,400
24	167,200	121,100	96,200
25	170,000	123,600	98,000
26	172,700	126,100	99,400
27	174,800	128,700	
28		131,300	
29		133,900	
30		136,500	
31		139,100	
32		141,700	
33		144,200	
34		146,700	
35		149,100	
36		151,200	
37		153,000	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	169,900	—	78,200	63,300	48,900
2	175,700	102,400	82,100	66,200	51,800
3	181,500	107,300	86,100	69,100	55,000
4	187,300	112,300	90,300	72,100	58,100
5	193,100	117,300	94,500	75,100	61,300
6	198,900	122,300	98,700	78,200	64,200
7	204,700	127,300	102,900	81,600	67,100
8	210,100	132,300	107,300	85,000	70,000
9	215,400	137,300	112,300	88,400	73,000
10	220,700	142,300	117,300	91,800	76,100
11	226,000	147,300	122,300	95,200	79,200
12	231,100	152,900	127,300	98,900	82,300
13	235,600	158,600	132,300	102,600	85,400
14	239,700	164,300	136,700	106,500	88,500
15	243,000	170,000	140,700	110,600	91,500
16		175,800	144,500	114,700	94,500
17		181,600	148,300	118,800	97,500
18		187,400	152,100	122,900	100,500
19		193,200	155,900	127,000	103,400
20		199,000	159,600	131,100	106,200
21		204,000	163,300	135,100	109,000
22		207,600	167,000	139,100	111,800
23		211,200	170,400	142,900	114,600
24		214,800	173,800	146,700	117,200
25		218,400	177,000	150,500	119,700
26		222,000	180,200	154,200	122,100
27		225,200	183,300	157,900	124,000
28			185,800	161,600	
29				165,300	
30				168,500	
31				171,600	
32				174,500	
33				176,700	

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	54,700	47,500	—
2	—	—	57,100	49,500	43,500
3	—	—	59,700	51,600	44,800
4	123,500	87,100	63,100	53,800	46,100
5	128,900	91,400	66,500	56,000	47,500
6	134,400	95,700	69,900	58,400	49,400
7	139,900	100,100	73,300	61,200	51,500
8	145,400	104,500	76,900	64,300	53,700
9	151,400	108,900	80,500	67,500	55,200
10	157,400	113,300	84,100	70,900	56,700
11	163,400	117,500	87,700	74,300	58,200
12	169,800	121,700	91,300	77,700	59,700
13	176,200	125,900	94,900	81,000	61,300
14	182,600	129,700	98,500	84,300	62,900
15	189,000	133,500	102,100	87,400	64,500
16	195,200	137,000	105,600	90,300	66,000
17	201,400	140,200	109,100	93,000	67,100
18	207,600	143,300	112,400	95,700	
19	213,300	146,400	115,700	98,400	
20	219,000	149,500	119,000	101,100	
21	223,900	152,600	122,200	103,800	
22	228,100	155,700	125,400	106,500	
23	232,300	158,800	128,600	108,700	
24	236,100	161,900	131,500	110,800	
25	239,900	164,300	134,400	112,400	
26	242,900	167,600	136,500		
27		169,800			

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 156,900	円 118,000	円 —	円 69,700
2	162,500	123,400	102,300	73,900
3	168,100	128,800	107,400	78,100
4	173,700	134,400	112,700	82,300
5	179,300	140,000	118,000	87,300
6	184,800	145,600	123,300	92,300
7	190,300	151,200	128,600	97,300
8	195,500	156,800	134,000	102,300
9	200,700	162,400	139,400	107,300
10	205,900	168,000	144,800	112,300
11	211,100	173,600	150,200	117,300
12	216,200	178,500	154,700	121,300
13	221,300	183,400	159,200	125,300
14	226,400	188,300	163,500	129,200
15	230,800	193,200	167,800	133,100
16	235,200	197,900	172,100	137,000
17	239,500	202,600	176,400	141,100
18	243,500	207,300	180,700	145,200
19	246,800	212,000	185,000	149,200
20		216,100	188,700	152,000
21		220,200	192,400	154,800
22		223,200	195,700	156,900
23			198,300	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級	特 1 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 152,400	円 123,400	円 92,400	円 67,700	円 54,600	円 47,700	円 —
2	158,400	129,000	96,500	71,000	56,800	49,700	44,900
3	164,500	134,600	100,600	74,300	59,200	51,800	46,200
4	170,800	140,200	104,700	77,700	61,600	54,000	47,600
5	177,100	145,800	109,100	81,100	64,400	56,200	49,400
6	183,400	151,400	113,500	84,500	67,300	58,600	51,400
7	189,700	157,000	117,900	87,900	70,400	61,000	53,500
8	196,000	162,600	122,300	91,500	73,500	63,500	55,000
9	202,300	168,200	126,500	95,100	76,600	66,000	56,300
10	208,600	173,400	130,700	98,700	79,700	68,500	57,600
11	212,800	178,600	134,800	102,300	82,800	71,000	59,000
12	216,400	183,800	138,800	105,900	85,600	73,200	60,400
13	220,000	188,000	142,800	109,500	88,400	75,400	61,400
14	223,600	192,200	146,800	113,100	91,200	77,400	
15	227,200	196,400	150,300	116,400	94,000	79,400	
16	230,300	199,400	153,800	119,600	96,800	81,400	
17			157,100	122,800	99,200	83,100	
18			160,400	126,000	101,600	84,800	
19			163,000	128,400	103,900	86,500	
20				130,700	106,200	87,800	
21				133,000	108,200		
22				134,700	109,700		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

日以降における最初の改正後の法第八條第六項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

一 附則第四項の規定により切替日における号俸を決定される職員及び附則第五項の規定により切替日における号俸を決定される職員のうち旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのない号俸である職員 旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間）

二 附則第五項の規定により切替日における号俸を決定される職員のうち旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員 旧号俸を受けていた期間が九月未満である職員にあつては旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に対応する切替表の期間欄の左欄に定める期間を減じた期間、旧号俸を受けていた期間が九月以上である職員にあつては旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に対応する切替表の期間欄の右欄に定める期間を減じた期間

（最高号俸等の切替え等）

8 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

9 切替日からこの法律の施行の日の前日までの

間（以下「切替期間」という。）において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。この場合において、その俸給月額が切替表の暫定俸給月額欄に定められた職員の当該俸給月額を受けることがなくなつた日における号俸は、人事院が定める。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

10 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（旧号俸等の基礎）

11 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づき命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

（改正後の法第八條の規定の適用の経過措置）

12 改正後の法第八條第三項及び第四項の規定の切替日から昭和四十八年九月三十日までの間における適用については、同条第三項中「号俸」とあるのは「号俸又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（昭和四十八年法律第 号）附則別表第二のイからヨまでの表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額（次項において「暫定俸給月額」という。）と、同条第四項中「号俸」とあるのは「号俸又は暫定俸給月額」とする。

13 切替表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額を受ける職員に関する改正後の法第八條第七項の規定の切替日から昭和四十八年九月三十日までの間における適用については、人事院規則で定める。

（住居手当に関する経過措置）

14 切替期間において、改正前の法第十一条の六の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員は、それぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の法第十一条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際改正前の法第十一条の六の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされる

ていた職員のうち、改正後の法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの法律の施行の日から昭和四十九年三月三十一日（同日前に人事院規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事院規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

15 職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法（住居手当については、改正後の法第十一条の六又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

16 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

17 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二項第一号を次のように改める。

一 指定職俸給表の適用を受ける職員 内閣総理大臣が定める額

附則第五項中「「最高の号俸」とあるのは「最高の号俸による額」とを削り、「附則第二項中」を「附則第二項第二号中」に、「同項第二号中」職務の等級」を「職務の等級」に改める。

附則別表第一 附則第三項に規定する職員のうち、切替日において同項に規定する俸給表の特1等級となる職員の号俸の切替表

俸 給 表	旧 号 俸	新 号 俸	俸 給 表	旧 号 俸	新 号 俸
行政職俸給表(二)	1 から 6まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25	海事職俸給表(二)	1 から 7まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22
税務職俸給表 公安職俸給表(一) 公安職俸給表(二)	1 から 6まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	医療職俸給表(二)	1 から 6まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9

附則別表第二 特定号俸職員の号俸の切替表

イ 行政職俸給表(一)の適用を受ける者

職 務 の 等 級	旧 号 俸	新 号 俸	期 間		暫 定 俸 給 月 額
2 等 級	12	12	月 3	月 6	円 177,200
	13	13	6	9	180,500
	14	13			
	15	14	3	6	186,400
3 等 級	14	14	3	6	156,900
	15	15	6	9	159,200
	16	15			
	17	16	3	6	164,100
4 等 級	15	15	3	6	140,400
	16	16	6	9	143,100
	17	16			
	18	17	3	6	147,800
5 等 級	19	18	6	9	149,800
	16	16	3	6	121,400
	17	17	6	9	123,100
	18	17			
6 等 級	19	18	3	6	126,800
	20	19	6	9	128,100
	21	19			
7 等 級	16	16	3	6	102,900
	17	17	6	9	104,200
	18	17			
	19	18	3	6	107,200
8 等 級	20	19	6	9	108,400
	15	15	3	6	84,100
	16	16	6	9	85,100
	17	16			
	18	17	3	6	87,300
	14	14	3	6	61,500
	15	15	6	9	62,500
	16	15			

ロ 行政職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期 間		暫定俸給月額
1 等 級	19	19	月	月	円
	20	20	3	6	119,100
	21	20	6	9	120,700
	22	21	3	6	123,500
	23	22	6	9	124,900
	24	22	3	6	128,200
	25	23	3	6	128,200
2 等 級	18	18	3	6	99,800
	19	19	6	9	101,100
	20	19	3	6	103,700
	21	20	6	9	104,800
	22	21	3	6	107,200
	23	21	3	6	86,900
	24	22	6	9	88,200
3 等 級	17	17	3	6	86,900
	18	18	6	9	88,200
	19	18	3	6	90,200
	20	19	6	9	91,100
	21	20	3	6	93,300
	22	20	6	9	94,100
	23	21	3	6	93,300
4 等 級	18	18	3	6	72,800
	19	19	6	9	73,800
	20	19	3	6	75,600
	21	20	6	9	76,400
	22	21	3	6	78,300
	23	21	6	9	79,100
	24	22	3	6	87,100
5 等 級	21	21	3	6	68,000
	22	22	6	9	69,700
	23	22	3	6	70,500
	24	23	6	9	72,200
	25	24	3	6	73,000
	26	24	6	9	73,000
	27	25	3	6	
	28	26	6	9	
	29	26	6	9	

ハ 税務職俸給表の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期 間		暫定俸給月額
1 等 級	15	15	月	月	円
	16	16	3	6	205,500
2 等 級	14	14	3	6	179,500
	15	15	6	9	182,500
	16	15	3	6	187,800
特 3 等 級	14	14	3	6	168,400
	15	15	6	9	170,700
	16	15	3	6	175,600
3 等 級	15	15	3	6	153,700
	16	16	6	9	156,500
	17	16	3	6	161,800
	18	17	6	9	163,800
	19	18	3	6	
4 等 級	16	16	3	6	132,600
	17	17	6	9	134,000
	18	17	3	6	137,100
	19	18	3	6	
5 等 級	15	15	3	6	108,800
	16	16	6	9	110,000
6 等 級	13	13	3	6	86,100
	14	14	6	9	87,300
7 等 級	13	13	3	6	65,700
	14	14	6	9	66,600

ニ 公安職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期 間		暫定俸給月額 円
			月	月	
1 等 級	15	15	3	6	205,500
	16	16	6	9	208,400
2 等 級	14	14	3	6	179,500
	15	15	6	9	182,500
	16	15	3	6	187,800
	17	16			
特 3 等 級	14	14	3	6	168,400
	15	15	6	9	170,700
	16	15	3	6	175,600
	17	16			
3 等 級	15	15	3	6	153,700
	16	16	6	9	156,500
	17	16	3	6	161,800
	18	17	6	9	163,800
	19	18			
	20	18			
4 等 級	18	18	3	6	135,200
	19	19	6	9	137,700
	20	19	3	6	141,300
	21	20	6	9	142,900
	22	21			
	23	21			
5 等 級	22	22	3	6	128,700
	23	23	6	9	130,500
	24	23	3	6	134,400
	25	24	6	9	135,900
	26	25			
6 等 級	25	25	3	6	125,000
	26	26	6	9	126,700
	27	26	3	6	130,400
	28	27			
7 等 級	28	28	3	6	121,400
	29	29	6	9	123,100
	30	29			

ホ 公安職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期 間		暫定俸給月額 円
			月	月	
1 等 級	15	15	3	6	205,500
	16	16	6	9	208,400
2 等 級	14	14	3	6	179,500
	15	15	6	9	182,500
	16	15	3	6	187,800
	17	16			
特 3 等 級	14	14	3	6	168,400
	15	15	6	9	170,700
	16	15	3	6	175,600
	17	16			
3 等 級	15	15	3	6	153,700
	16	16	6	9	156,500
	17	16	3	6	161,800
	18	17	6	9	163,800
	19	18			
	20	18			
4 等 級	16	16	3	6	132,600
	17	17	6	9	134,000
	18	17	3	6	137,100
	19	18			
5 等 級	16	16	3	6	112,900
	17	17	6	9	114,200
	18	17	3	6	116,900
	19	18			
6 等 級	15	15	3	6	94,600
	16	16	6	9	96,300
	17	16	3	6	98,900
	18	17			
7 等 級	20	20	3	6	82,900
	21	21	6	9	84,000

へ 海事職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期 間		暫定俸給月額
特 1 等 級	13	13	月 3	月 6	円 220,200
	14	14	6	9	223,200
	15	14			
	16	15			
1 等 級	16	16	3	6	202,300
	17	17	6	9	205,100
	18	17			
2 等 級	15	15	3	6	158,800
	16	16	6	9	160,800
	17	16			
	18	17	3	6	165,200
3 等 級	15	15	3	6	133,000
	16	16	6	9	133,200
	17	16			
	18	17	3	6	142,300
4 等 級	14	14	3	6	105,200
	15	15	6	9	107,100
	16	15			
	17	16	3	6	110,500
5 等 級	16	16	3	6	85,000
	17	17	6	9	86,400
	18	17			
	19	18	3	6	88,800
	20	19	6	9	90,000

ト 海事職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期 間		暫定俸給月額
1 等 級	18	18	月 3	月 6	円 128,600
	19	19	6	9	130,600
	20	19			
	21	20	3	6	133,400
	22	21	6	9	135,000
2 等 級	17	17	3	6	110,300
	18	18	6	9	112,100
	19	18			
	20	19	3	6	114,600
	21	20	6	9	115,800
	22	20			
	23	21	3	6	118,200
3 等 級	18	18	3	6	96,000
	19	19	6	9	97,300
	20	19			
	21	20	3	6	100,100
	22	21	6	9	101,200
	23	21			
	24	22	3	6	103,700
4 等 級	19	19	3	6	80,500
	20	20	6	9	81,900
	21	20			
	22	21	3	6	84,900
	23	22	6	9	85,900

チ 教育職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期 間		暫定俸給月額 円
			月	月	
2 等 級	20	20	3	6	169,700
	21	21	6	9	172,200
	22	21			
	23	22	3	6	176,900
	24	23	6	9	179,200
	25	23			
	26	24	3	6	183,900
3 等 級	27	25	6	9	186,000
	21	21	3	6	152,800
	22	22	6	9	155,300
	23	22			
	24	23	3	6	159,800
	25	24	6	9	161,900
4 等 級	26	24			
	21	21	3	6	120,700
	22	22	6	9	122,600
	23	22			
	24	23	3	6	126,000
	25	24	6	9	127,800
5 等 級	26	24			
	27	25	3	6	131,400
	21	21	3	6	104,100
	22	22	6	9	106,000
	23	22			
	24	23	3	6	109,400
	25	24	6	9	110,800
	26	24			
	27	25	3	6	114,100

リ 教育職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期 間		暫定俸給月額 円
			月	月	
1 等 級	19	19	3	6	176,600
	20	20	6	9	180,100
	21	20			
	22	21	3	6	186,300
	23	22	6	9	189,500
	24	22			
	25	23	3	6	195,900
2 等 級	28	28	3	6	147,200
	29	29	6	9	149,800
	30	29			
	31	30	3	6	154,000
	32	31	6	9	156,200
	33	31			
	34	32	3	6	161,000
	35	33	6	9	162,700
	36	33			
	37	34	3	6	166,700
3 等 級	38	35	6	9	168,400
	25	25	3	6	105,200
	26	26	6	9	107,100
	27	26			
	28	27	3	6	110,100
	29	28	6	9	111,700
	30	28			
	31	29	3	6	115,100
	32	30	6	9	116,500
	33	30			
	34	31	3	6	119,600
	35	32	6	9	120,900
	36	32			

ヌ 教育職俸給表(三)の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期 間		暫定俸給月額
1 等 級	18	18	月 3	月 6	円 146,200
	19	19	6	9	148,800
	20	19			
	21	20	3	6	153,300
	22	21	6	9	155,500
	23	21			
	24	22	3	6	160,400
	25	23	6	9	162,100
	26	23			
	27	24	3	6	166,100
	28	25	6	9	167,800
2 等 級	28	28	3	6	130,600
	29	29	6	9	132,500
	30	29			
	31	30	3	6	135,700
	32	31	6	9	137,300
	33	31			
	34	32	3	6	140,700
	35	33	6	9	142,200
	36	33			
	37	34	3	6	145,600
	38	35	6	9	147,000
3 等 級	20	20	3	6	87,600
	21	21	6	9	88,900
	22	21			
	23	22	3	6	91,800
	24	23	6	9	92,900
	25	23			
	26	24	3	6	95,500

ル 教育職俸給表(四)の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期 間		暫定俸給月額
3 等 級	23	23	月 3	月 6	円 169,700
	24	24	6	9	171,700
	25	24			
	26	25	3	6	175,800
	27	26	6	9	177,800
	28	26			
4 等 級	26	26	3	6	153,200
	27	27	6	9	155,800
	28	27			
	29	28	3	6	160,200
	30	29	6	9	162,500
	31	29			
	32	30	3	6	167,400
	33	31	6	9	169,200
5 等 級	22	22	3	6	111,000
	23	23	6	9	113,000
	24	23			
	25	24	3	6	116,100
	26	25	6	9	117,600
	27	25			

ヲ 研究職俸給表の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期 間		暫定俸給月額
2 等 級	21	21	月 3	月 6	円 151,600
	22	22	6	9	153,700
	23	22			
	24	23	3	6	157,800
	25	24	6	9	159,900
	26	24			
	27	25	3	6	163,800
3 等 級	22	22	3	6	124,200
	23	23	6	9	126,200
	24	23			
	25	24	3	6	130,400
	26	25	6	9	132,200
4 等 級	21	21	3	6	102,900
	22	22	6	9	104,700
	23	22			
	24	23	3	6	107,900
	25	24	6	9	109,200
5 等 級	14	14	3	6	62,500
	15	15	6	9	63,700
	16	15			

ヲ 医療職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期 間		暫定俸給月額
2 等 級	18	18	月 3	月 6	円 206,200
	19	19	6	9	209,200
	20	19			
	21	20	3	6	214,500
	22	21	6	9	217,000
3 等 級	18	18	3	6	179,800
	19	19	6	9	182,500
	20	19			
	21	20	3	6	187,100
	22	21	6	9	189,200
	23	21			
4 等 級	18	18	3	6	144,500
	19	19	6	9	146,800
	20	19			
	21	20	3	6	150,900
	22	21	6	9	152,600

カ 医療職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期 間		暫定俸給月額
1 等 級	11	11	月	月	円
	12	12	3	6	177,400
	13	12	6	9	181,000
	14	13	3	6	186,400
	15	14	6	9	189,000
	16	14			
2 等 級	13	13	3	6	141,600
	14	14	6	9	144,400
	15	14			
	16	15	3	6	149,000
	17	16	6	9	151,100
	18	16			
3 等 級	17	17	3	6	121,700
	18	18	6	9	123,600
	19	18			
	20	19	3	6	127,500
	21	20	6	9	128,900
	22	20			
4 等 級	19	19	3	6	103,100
	20	20	6	9	104,400
	21	20			
5 等 級	18	18	3	6	84,300
	19	19	6	9	85,300
6 等 級	11	11	3	6	53,600
	12	12	6	9	59,500

コ 医療職俸給表(三)の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期 間		暫定俸給月額
特 1 等 級	15	15	月	月	円
	16	16	3	6	158,000
	17	16	6	9	160,300
	18	17	3	6	164,500
1 等 級	18	18	3	6	134,600
	19	19	6	9	136,400
	20	19			
	21	20	3	6	140,200
	22	21	6	9	141,800
	23	21			
	24	22	3	6	145,100
2 等 級	25	23	6	9	146,400
	16	16	3	6	112,100
	17	17	6	9	113,900
	18	17			
	19	18	3	6	117,400
	20	19	6	9	118,700
	21	19			
3 等 級	22	20	3	6	122,300
	23	20	6	9	123,600
	17	17	3	6	93,700
	18	18	6	9	90,200
	19	18			
	20	19	3	6	93,300
	21	20	6	9	94,600
4 等 級	22	20			
	23	21	3	6	97,400
	24	22	6	9	98,400
	25	22			
	17	17	3	6	78,500
	18	18	6	9	79,800
	19	18			
4 等 級	20	19	3	6	82,200
	21	20	6	9	83,200
	22	20			

理由

人事院の国会及び内閣に対する昭和四十八年八月九日付け勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額を改定し、並びに初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び宿日直手当の額の改定を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法のの一部を改正する法律

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「六十五万円」を「七十五万円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣が指定する内閣官房副長官及び総理府総務副長官の俸給月額は、前項の規定にかかわらず、五十二万円とする。

第四条第二項中「九千八百円」を「一万二千元」に、「一万八千五百円」を「二万六千六百円」に改める。

第九条中「九千八百円」を「一万二千元」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	一、〇五〇、〇〇〇円
国務大臣	
会計検査院長	七五〇、〇〇〇円
人事院総裁	
内閣法制局長官	
公正取引委員会委員長	六〇〇、〇〇〇円
宮内庁長官	
検査官(会計検査院長を除く。)	
人事官(人事院総裁を除く。)	
政務次官	五二〇、〇〇〇円
公害等調整委員会委員長	

内閣官房副長官
総理府総務副長官
侍 従 長
五二〇、〇〇〇円

国家公安委員会委員
公正取引委員会委員
地方財政審議会会長
中央更生保護審査会委員長
式部官長
五〇〇、〇〇〇円

公害等調整委員会の常勤の委員
首都圏整備委員会の常勤の委員
社会保険審査会の委員長及び委員
労働保険審査会委員
行政監理委員会委員
地方財政審議会委員
原子力委員会の常勤の委員
公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員
科学技術会議の常勤の議員
宇宙開発委員会の常勤の委員
土地鑑定委員会の常勤の委員
運輸審議会委員
東宮大夫
四四〇、〇〇〇円

別表第二

官 職 名	俸 給 月 額
大使	五号俸 六〇〇、〇〇〇円 四号俸 五一〇、〇〇〇円 三号俸 五〇〇、〇〇〇円 二号俸 四四〇、〇〇〇円 一号俸 三九〇、〇〇〇円

別表第三

官 職 名	俸 給 月 額	公使			
		四号俸	三号俸	二号俸	一号俸
		五一〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	四四〇、〇〇〇円	三九〇、〇〇〇円
秘書官	八号俸	一九一、〇〇〇円			
	七号俸	一七四、〇〇〇円			
	六号俸	一五七、〇〇〇円			
	五号俸	一四〇、五〇〇円			
	四号俸	一二五、五〇〇円			
	三号俸	一一一、五〇〇円			
	二号俸	一〇〇、〇〇〇円			
	一号俸	九一、〇〇〇円			

（沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正）
 第二条 沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法（昭和四十八年法律第十二号）の一部を次のように改正する。
 第六条中「四十四万円」を「五十一万円」に改める。

附 則

- この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の特別職の職員に給する法律の規定は、昭和四十八年四月一日から、この法律による改正後の沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定は、同月十六日から適用する。
- 特別職の職員が、この法律による改正前の特別職の職員の給与に関する法律又は沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定に基づいて、昭和四十八年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ改正後のこれらの法律の規定による給与の内払とみなす。

理 由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

官 職 名	俸 給 月 額	防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案			
		八号俸	七号俸	六号俸	五号俸
		一九一、〇〇〇円	一七四、〇〇〇円	一五七、〇〇〇円	一四〇、五〇〇円
		一二五、五〇〇円	一一一、五〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	九一、〇〇〇円
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案					
防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。					
第四条第二項中「防衛大学校」の下に「又は防衛医科大学校」を、「教育訓練」の下に「又は同法第三十三条の二第一項の教育訓練」を加える。					
第五条第一項第四号中「甲欄又は乙欄」を「（一）に、「丙欄」を「（二）に改める。					
第六条を次のように改める。					
第六条 別表第一の指定職の欄、一般職給与法別表第八又は別表第二の陸将、海将及び空将の（一）欄の適用を受ける職員の俸給月額、これらに掲げる俸給月額のうち、その者の占める官職に応じて政令で定める号俸による額とする。					
第十八条第二項中「八千六百七十円」を「九千五百十円」に改める。					
第二十五条第二項中「二万三千八百円」を「二万九千二百円」に改める。					
別表第一及び別表第二を次のように改める。					

別表第一 参事官等俸給表

号 俸	指 定 職 俸 給 月 額	職 務 等 級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
			俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	230,000	1	172,000	131,200	—	81,500
2	250,000	2	180,000	137,000	116,100	85,200
3	275,000	3	188,000	143,000	120,900	88,900
4	300,000	4	196,000	149,000	125,700	92,800
5	325,000	5	204,100	155,000	130,500	97,700
6	345,000	6	212,200	161,100	135,300	102,000
7	380,000	7	220,300	167,200	140,100	106,300
8	410,000	8	228,400	173,300	145,000	110,600
9	440,000	9	236,400	179,300	149,900	114,900
10	470,000	10	244,400	185,100	154,800	119,500
11	500,000	11	250,300	190,900	159,700	124,200
		12	254,800	196,600	164,400	128,800
		13	259,300	202,300	169,100	133,400
		14	263,700	207,000	173,700	138,000
		15	267,400	211,600	178,300	142,600
		16		214,900	182,300	147,200
		17			186,200	151,600
		18			189,300	156,000
		19				160,400
		20				164,100
		21				167,700
		22				170,600

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

3 3 3 陸海空 尉尉尉 給額	陸海空 准准准 給額	1 1 1 陸海空 曹曹曹 給額	2 2 2 陸海空 曹曹曹 給額	3 3 3 陸海空 曹曹曹 給額	陸海空 士士士 給額	長 長 長 給額	1 1 1 陸海空 士士士 給額	2 2 2 陸海空 士士士 給額	3 3 3 陸海空 士士士 給額
俸月	俸月	俸月	俸月	俸月	俸月	俸月	俸月	俸月	俸月
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
78,000	74,400	64,800	57,800	54,700	50,200	47,700	43,500	41,800	
79,700	77,900	68,300	61,300	57,500	52,400	49,900			
81,400	81,400	71,800	64,800	60,800	54,700	52,100			
84,900	84,900	75,300	68,300	64,100	57,100	54,300			
88,500	88,500	78,900	71,800	67,400	59,500				
92,100	92,100	82,500	75,300	70,800	61,800				
95,700	95,700	86,100	78,900	74,000					
99,300	99,300	89,700	82,500	77,100					
102,900	102,900	93,300	86,100	80,100					
106,500	106,400	96,800	89,700	83,100					
110,200	109,900	100,300	93,200	86,000					
113,800	113,400	103,800	96,700	88,600					
117,400	116,900	107,300	100,000	91,100					
121,000	120,400	110,800	103,200	93,500					
124,600	123,900	114,300	106,400	95,800					
128,200	127,400	117,800	109,600	98,100					
131,800	130,900	121,200	112,100	100,400					
135,400	134,400	124,600	114,600	102,700					
138,900	137,900	128,000	117,100						
142,400	141,400	131,400	119,500						
145,900	144,900	134,800							
148,900	147,900	137,700							

占める者で政令で定めるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条第二項の改正規定は、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）第一条中防衛医科大学に係る規定の施行の日から施行する。

2 この法律による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）の規定（第四条第二項の規定中防衛医科大学の学生に係る部分を除く。）は、昭和四十八年四月一日から適用する。

(俸給の切替え)

3 昭和四十八年四月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額、次項から附則第六項まで及び附則第八項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（自衛官にあつては、階級。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該

職務の等級における号俸による額とする。

(特定の俸給月額の切替え)

4 切替日の前日においてその者の属していた職務の等級が一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号。以下「一般職給与改正法」という。）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「改正前の一般職給与法」という。）別表第一ロ又は別表第七ロの一等級であつた職員（附則第八項に規定する職員を除く。）の切替日における俸給月額は、総理府令で定める職員にあつては、旧俸給月額に対応する附則別表第一の新俸給月額欄に定める一般職給与改正法による改正後の一般職給与法（以下「改正後の一般職給与法」という。）別表第一ロ又は別表第七ロの特一等級における俸給月額とし、その他の職員（次項及び附則第六項に規定する職員を除く。）にあつては、旧俸給月額に対応する号俸と同一の改正後の一般職給与

別表第二 自衛官俸給表

階級 号俸	陸海空	将将将	陸海空	補補補	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	(一)	(二)	(一)	(二)	(一)	(二)	(一)	(二)	(一)
1	230,000	185,100	159,700	135,100	116,800	—	93,600	81,700	
2	250,000	193,300	165,900	140,900	120,700	111,500	97,500	85,400	
3	275,000	201,600	172,100	147,000	125,500	115,800	101,600	89,200	
4	300,000	209,900	178,300	153,200	130,300	120,200	105,700	93,000	
5	325,000	218,200	184,500	159,400	135,100	125,000	109,800	96,800	
6	345,000	226,500	190,800	165,600	140,000	129,800	114,000	100,600	
7	380,000	234,700	197,100	171,800	144,900	134,500	118,200	104,300	
8	410,000	242,900	203,600	178,000	149,800	139,100	122,400	108,000	
9	440,000	251,100	209,900	184,200	154,800	143,700	126,600	111,700	
10	470,000	257,200	215,100	189,900	159,900	148,300	130,800	115,400	
11	500,000	261,900	220,100	195,500	165,000	152,900	135,300	119,000	
12		266,500	223,600	201,100	170,000	157,300	139,700	122,600	
13			227,000	206,700	174,800	161,700	144,200	126,200	
14				211,200	179,600	166,000	148,500	129,800	
15				215,700	184,400	170,300	152,600	133,400	
16				218,900	189,200	174,600	156,500	137,000	
17					194,000	178,300	160,000	140,600	
18					198,300	181,700	163,400	144,200	
19					202,500	185,100	166,400	147,700	
20					205,600	188,100		150,700	
21					208,600				
22					211,600				

備考 この表の陸将、海将及び空将の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を

法別表第一号又は別表第七号の一等級における号俸による額とする。

5 旧俸給月額が附則別表第二のイからヌまでの表(以下「切替表」という。)の旧俸給月額欄に掲げられている俸給月額である職員(前項に規定する総理府令で定める職員を除く。以下「特定俸給月額職員」という。)のうち、旧俸給月額が切替表の期間欄に期間の定めのない俸給月額である職員及び旧俸給月額が同欄に期間の定めのある俸給月額である職員で切替日において旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間。次項及び附則第七項第二号において同じ。)が同欄の左欄に定める期間に達しているもの

の切替日における俸給月額は、旧俸給月額に対応する切替表の新俸給月額欄に定める俸給月額とする。

6 特定俸給月額職員のうち、旧俸給月額が切替表の期間欄に期間の定めのある俸給月額である職員で切替日において旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間。次項及び附則第七項第二号において同じ。)が同欄の左欄に定める期間に達しているもの

職員で切替日において旧俸給月額を受けていた期間が同欄の左欄に定める期間に達していないものは、切替日から起算してそれらの期間の差に相当する期間を経過した日が、昭和四十八年七月一日以前であるときは同日に、同月二日以後であるときは同年十月一日に、旧俸給月額に対応する切替表の新俸給月額欄に定める俸給月額を受けるものとし、その者の切替日から切替表の新俸給月額欄に定める俸給月額を受ける日の前日までの間における俸給月額は、旧俸給月額に対応する切替表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

7 附則第三項から第五項までの規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する改正後の一般職給与法第八条第六項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を

切替日における俸給月額を受ける期間に連算する。

一 附則第三項又は第四項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員及び附則第五項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員のうち旧俸給月額が切替表の期間欄に期間の定めのない俸給月額である職員 旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）

二 附則第五項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員のうち旧俸給月額が切替表の期間欄に期間の定めのある俸給月額である職員 旧俸給月額を受けていた期間が九月未満である職員にあつては旧俸給月額を受けていた期間から当該旧俸給月額に対応する切替表の期間欄の左欄に定める期間を減じた期間、旧俸給月額を受けていた期間が九月以上である職員にあつては旧俸給月額を受け

ていた期間から当該旧俸給月額に対応する切替表の期間欄の右欄に定める期間を減じた期間

8 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれをこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

9 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この法律による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は改正前の一般職給与法（以下「別表第一、別表第四若しくは別表第五（ハを除く。）から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理

府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。この場合において、その俸給月額が切替表の暫定俸給月額欄に定める額とされた職員の当該俸給月額を受けることがなくなつた日における俸給月額は、総理府令で定める。

10 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

11 附則第三項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

12 新法第五条第一項の規定の切替日から昭和四十八年九月三十日までの間における適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額又は防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）附則別表第二のイからヌまでの表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額」とする。

13 切替表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額を受ける職員に関する新法第五条第三項において準用する改正後の一般職給与法第八条第七項の規定の切替日から昭和四十八年九月三十日までの間における適用については、政令で定める。

14 切替期間において、旧法第十四条第二項にお

いて準用する改正前の一般職給与法第十一条の六の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員は、それぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の六の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一

条の六の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員は、この法律の施行の日から昭和四十九年三月三十一日（同日前に政令で定める事由が生じた職員にあつては、政令で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

15 職員が旧法の規定に基づいて切替日以後の分として支給を受けた給与は、新法（住居手当については、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の六又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（政令への委任）

16 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則別表第一 附則第四項に規定する職員のうち、切替日において同項に規定する改正後の一般職給与法別表第一ロ又は別表第七ロの特一等級となる職員の俸給月額切替表

改正後の一般職給与法別表第一ロ		改正後の一般職給与法別表第七ロ	
旧 俸 給 月 額	新 俸 給 月 額	旧 俸 給 月 額	新 俸 給 月 額
円	円	円	円
63,100	86,900	108,100	152,400
65,500	86,900	113,100	152,400
67,900	86,900	118,100	152,400
70,300	86,900	123,200	152,400
72,700	86,900	128,300	152,400
75,200	86,900	133,400	152,400
77,700	89,900	138,500	158,400
80,200	92,900	143,500	164,500
82,700	96,100	148,100	170,800
85,000	99,300	152,700	177,100
87,300	102,800	156,700	183,400
89,400	106,300	160,300	189,700
91,500	109,800	163,100	189,700
93,600	113,300	165,700	196,000
95,700	113,300	168,300	202,300
97,800	116,800	170,800	202,300
99,900	120,300		
101,900	123,800		
103,900	123,800		
105,500	127,300		
107,000	127,300		
108,400	130,800		
109,800	130,800		
111,100	130,800		
112,400	133,800		

附則別表第二 特定俸給月額職員の俸給月額の切替表

イ 新法別表第一の適用を受ける者

職務の等級	旧俸給月額	新俸給月額	期 間		暫定俸給月額
	円	円	月	月	円
2 等 級	172,500	196,600	3	6	195,100
	176,100	202,300	6	9	198,700
	179,100	202,300			
	181,900	207,000	3	6	205,200
3 等 級	151,700	173,700	3	6	172,300
	154,200	173,300	6	9	175,300
	156,700	173,300			
	159,200	182,300	3	6	180,800
4 等 級	135,400	156,000	3	6	154,600
	138,400	160,400	6	9	157,600
	140,700	160,400			
	143,000	164,100	3	6	162,700
	145,200	167,700	6	9	164,900

ロ 改正後の一般職給与法別表第一イの適用を受ける者

職務の等級	旧俸給月額	新俸給月額	期 間		暫定俸給月額
	円	円	月	月	円
2 等 級	156,700	178,600	3	6	177,200
	160,000	183,800	6	9	180,500
	162,600	183,800			
	165,200	188,000	3	6	186,400
3 等 級	137,800	157,700	3	6	156,900
	140,100	161,900	6	9	159,200
	142,400	161,900			
	144,600	165,500	3	6	164,100
4 等 級	123,000	141,700	3	6	140,400
	125,700	145,700	6	9	143,100
	127,800	145,700			
	129,900	149,100	3	6	147,800
	131,900	152,400	6	9	149,800
5 等 級	106,100	122,400	3	6	121,400
	107,800	125,400	6	9	123,100
	109,200	125,400			
	110,600	127,600	3	6	126,800
	111,900	129,800	6	9	128,100
	113,200	129,800			
6 等 級	89,800	103,700	3	6	102,900
	91,100	106,000	6	9	104,200
	92,400	106,000			
	93,600	108,000	3	6	107,200
	94,800	110,000	6	9	108,400
7 等 級	72,700	84,600	3	6	84,100
	73,700	86,300	6	9	85,100
	74,700	86,300			
	75,700	88,000	3	6	87,300
8 等 級	52,400	61,300	3	6	61,500
	53,400	63,200	6	9	62,500
	54,300	63,200			

ハ 改正後の一般職給与法別表第一ロの適用を受ける者

職務の等級	旧俸給月額	新俸給月額	期 間		暫定俸給月額
1 等 級	円 103,900	円 119,600	月 3	月 6	円 119,100
	105,500	122,100	6	9	120,700
	107,000	122,100			
	108,400	124,500	3	6	123,500
	109,800	126,900	6	9	124,900
	111,100	126,900			
	112,400	129,000	3	6	128,200
2 等 級	86,900	100,500	3	6	99,800
	88,200	102,600	6	9	101,100
	89,300	102,600			
	90,400	104,400	3	6	103,700
	91,500	106,200	6	9	104,800
	92,500	106,200			
	93,500	107,800	3	6	107,200
3 等 級	75,000	87,400	3	6	86,900
	76,300	89,200	6	9	88,200
	77,300	89,200			
	78,300	90,800	3	6	90,200
	79,200	92,400	6	9	91,100
	80,100	92,400			
	81,000	93,800	3	6	93,300
4 等 級	81,800	95,200	6	9	94,100
	62,400	73,200	3	6	72,800
	63,400	74,700	6	9	73,800
	64,300	74,700			
	65,200	76,100	3	6	75,600
	66,000	77,500	6	9	76,400
	66,800	77,500			
5 等 級	67,600	78,800	3	6	78,300
	68,400	80,100	6	9	79,100
	57,100	67,500	3	6	67,100
	58,000	68,800	6	9	68,000
	58,900	68,800			
	59,800	70,100	3	6	69,700
	60,600	71,400	6	9	70,500
	61,400	71,400			
	62,200	72,600	3	6	72,200
	63,000	73,800	6	9	73,000
	63,800	73,800			

ニ 改正後の一般職給与法別表第五イの適用を受ける者

職 務 の 等 級	旧 俸 給 月 額	新 俸 給 月 額	期 間		暫 定 俸 給 月 額
			月	月	
2 等 級	148,800	170,700	3	6	169,700
	151,300	174,400	6	9	172,200
	153,800	174,400			
	156,300	178,100	3	6	176,900
	158,600	181,800	6	9	179,200
	160,700	181,800			
	162,800	185,200	3	6	183,900
	164,900	188,600	6	9	186,000
3 等 級	134,200	153,800	3	6	152,800
	136,700	157,500	6	9	155,300
	139,000	157,500			
	141,300	161,100	3	6	159,800
	143,400	164,700	6	9	161,900
	145,500	164,700			
4 等 級	104,900	121,400	3	6	120,700
	106,800	124,200	6	9	122,600
	108,700	124,200			
	110,500	127,000	3	6	126,000
	112,300	129,800	6	9	127,800
	114,100	129,800			
	115,700	132,400	3	6	131,400
5 等 級	90,600	105,000	3	6	104,100
	92,500	107,800	6	9	106,000
	94,100	107,800			
	95,700	110,300	3	6	109,400
	97,100	112,800	6	9	110,800
	98,500	112,800			
	99,800	114,900	3	6	114,100

ホ 改正後の一般職給与法別表第五ロの適用を受ける者

職務の等級	旧俸給月額	新俸給月額	期 間		暫定俸給月額
	円	円	月	月	円
1 等 級	155,000	178,100	3	6	176,600
	158,500	183,100	6	9	180,100
	162,000	188,100			
	165,200	188,100	3	6	186,300
	168,400	193,100	6	9	189,500
	171,200	193,100			
	174,000	197,400	3	6	195,900
2 等 級	128,800	143,200	3	6	147,200
	131,400	151,800	6	9	149,800
	133,600	151,800			
	135,800	155,400	3	6	154,000
	138,000	158,900	6	9	156,200
	140,100	158,900			
	142,200	162,000	3	6	161,000
	143,900	165,000	6	9	162,700
	145,600	165,000			
	147,300	167,800	3	6	166,700
	149,000	170,600	6	9	168,400
3 等 級	91,200	105,900	3	6	105,200
	93,100	108,500	6	9	107,100
	94,700	108,500			
	96,300	111,100	3	6	110,100
	97,900	113,700	6	9	111,700
	99,300	113,700			
	100,700	116,000	3	6	115,100
	102,100	118,300	6	9	116,500
	103,400	118,300			
	104,700	120,400	3	6	119,600
	106,000	122,400	6	9	120,900
	107,200	122,400			

ヘ 改正後の一般職給与法別表第六の適用を受ける者

職務の等級	旧俸給月額	新俸給月額	期 間		暫定俸給月額
	円	円	月	月	円
2 等 級	132,600	152,600	3	6	151,600
	134,700	155,700	6	9	153,700
	136,800	155,700			
	138,900	158,800	3	6	157,800
	141,000	161,900	6	9	159,900
	142,900	161,900			
	144,800	164,800	3	6	163,800
3 等 級	108,700	125,400	3	6	124,200
	110,700	128,600	6	9	126,200
	112,700	128,600			
	114,500	131,500	3	6	130,400
	116,300	134,400	6	9	132,200
4 等 級	89,400	103,800	3	6	102,900
	91,200	106,500	6	9	104,700
	92,800	106,500			
	94,200	108,700	3	6	107,900
	95,500	110,800	6	9	109,200
5 等 級	53,400	62,900	3	6	62,500
	54,600	64,500	6	9	63,700
	55,600	64,500			

ト 改正後の一般職給与法別表第七イの適用を受ける者

職務の等級	旧俸給月額	新俸給月額	期 間		暫定俸給月額
	円	円	月	月	円
2 等 級	182,000	207,300	3	6	206,200
	185,000	212,000	6	9	209,200
	188,000	212,000			
	190,500	216,100	3	6	214,500
	193,000	220,200	6	9	217,000
3 等 級	157,900	180,700	3	6	179,800
	160,600	185,000	6	9	182,500
	163,300	185,000			
	165,400	188,700	3	6	187,100
	167,500	192,400	6	9	189,200
	169,400	192,400			
4 等 級	126,800	145,200	3	6	144,500
	129,100	149,200	6	9	146,800
	131,400	149,200			
	133,100	152,000	3	6	150,900
	134,800	154,800	6	9	152,600

チ 改正後の一般職給与法別表第七ロの適用を受ける者

職務の等級	旧俸給月額	新俸給月額	期 間		暫定俸給月額
	円	円	月	月	円
1 等 級	156,700	178,600	3	6	177,400
	160,300	183,800	6	9	181,000
	163,100	183,800			
	165,700	188,000	3	6	186,400
	168,300	192,200	6	9	189,000
	170,800	192,200			
2 等 級	123,900	142,800	3	6	141,600
	126,700	146,800	6	9	144,400
	128,900	146,800			
	131,100	150,300	3	6	149,000
	133,200	153,800	6	9	151,100
	135,300	153,800			
3 等 級	106,500	122,800	3	6	121,700
	108,400	126,000	6	9	123,600
	109,900	126,000			
	111,400	128,400	3	6	127,500
	112,800	130,700	6	9	128,900
	114,200	130,700			
4 等 級	89,800	103,900	3	6	103,100
	91,100	106,200	6	9	104,400
	92,800	106,200			
5 等 級	72,700	84,800	3	6	84,300
	73,700	86,500	6	9	85,800
6 等 級	49,800	59,000	3	6	58,600
	50,700	60,400	6	9	59,500

り 改正後の一般職給与法別表第七ハの適用を受ける者

職務の等級	旧俸給月額	新俸給月額	期 間		暫定俸給月額
特 1 等 級	円 138,600	円 159,100	月 3	月 6	円 158,000
	140,900	162,500	6	9	160,300
	142,900	162,500			
	144,900	165,800	3	6	164,500
1 等 級	117,800	135,700	3	6	134,600
	119,600	138,600	6	9	136,400
	121,300	138,600			
	122,900	141,200	3	6	140,200
	124,500	143,800	6	9	141,800
	126,000	143,800			
	127,300	146,000	3	6	145,100
	128,600	148,200	6	9	146,400
2 等 級	97,300	112,900	3	6	112,100
	99,100	115,700	6	9	113,900
	100,900	115,700			
	102,600	118,400	3	6	117,400
	103,900	121,000	6	9	118,700
	105,200	121,000			
	106,500	123,200	3	6	122,300
	107,800	125,400	6	9	123,600
3 等 級	76,000	89,500	3	6	88,700
	77,500	91,800	6	9	90,200
	79,000	91,800			
	80,500	94,100	3	6	93,300
	81,800	96,400	6	9	94,600
	83,000	96,400			
	84,000	98,300	3	6	97,400
	85,000	100,200	6	9	98,400
4 等 級	86,000	100,200			
	67,500	79,000	3	6	78,500
	68,800	81,200	6	9	79,800
	70,100	81,200			
	71,100	83,200	3	6	82,200
	72,100	85,100	6	9	83,200
	73,100	85,100			

ヌ 新法別表第二の適用を受ける者

階 級			旧 俸 給 月 額	新 俸 給 月 額	期 間		暫 定 俸 給 月 額
			円	円	月	月	円
陸 将 補			178,800	203,600	3	6	202,000
			183,000	209,900	6	9	206,200
			186,400	209,900			
海 将 補			189,600	215,100	3	6	213,100
			192,600	220,100	6	9	216,100
			195,600	220,100			
空 将 補							
1 等 陸 佐			176,300	201,100	3	6	199,500
			179,800	206,700	6	9	203,000
			182,500	206,700			
			185,200	211,200	3	6	209,400
2 等 陸 佐			165,100	189,200	3	6	188,300
			167,700	194,000	6	9	190,900
			170,200	194,000			
			172,700	198,300	3	6	196,500
2 等 海 佐			175,200	202,500	6	9	199,000
			177,700	202,500			
2 等 空 佐							
3 等 陸 佐			146,300	170,300	3	6	168,600
			148,900	174,600	6	9	171,200
			151,100	174,600			
			153,300	178,300	3	6	176,800
3 等 海 佐			155,300	181,700	6	9	178,800
			157,300	181,700			
3 等 空 佐							
1 等 陸 尉			131,300	152,600	3	6	151,600
			134,300	156,500	6	9	154,600
			136,400	156,500			
			138,500	160,000	3	6	158,600
1 等 海 尉							
1 等 空 尉							
2 等 陸 尉			122,900	144,200	3	6	143,500
			125,400	147,700	6	9	146,000
2 等 海 尉							
2 等 空 尉							
3 等 陸 尉			121,200	142,400	3	6	141,600
			123,200	145,900	6	9	143,600
3 等 海 尉							
3 等 空 尉							
准 准 陸 尉			120,700	141,400	3	6	140,600
			122,700	144,900	6	9	142,600
准 准 海 尉							
准 准 空 尉							
1 等 陸 曹			111,300	131,400	3	6	130,700
			113,300	134,800	6	9	132,700
1 等 海 曹							
1 等 空 曹							

理由
一般職の国家公務員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○三原委員長 順次趣旨の説明を求めます。坪川総理府総務長官。

○坪川国務大臣 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律案並びに特別職の職員の給与に関する法律、及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について、一括してその提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本年八月九日、一般職の職員の給与について、俸給表及び諸手当の改定等と内容とする人事院勧告が行なわれたのでありますが、政府といたしましては、その内容を検討した結果、人事院勧告どおり本年四月一日からこれを実施することとし、このたび、一般職の職員の給与に関する法律について、所要の改正を行なおうとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、全俸給表の全俸給月額を引き上げることとしたこととあります。

第二は、行政職俸給表(一)、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)、海事職俸給表(一)及び医療職俸給表(一)に特一等級を新設することとしたこととあります。

第三は、指定職俸給表の甲欄と乙欄との区分を廃止することとしたこととあります。

第四は、医療職俸給表(一)の適用を受ける職員に支給する初任給調整手当について、支給月額の限度額を十一万円に引き上げることとしたこととあります。

第五は、扶養手当について、配偶者についての

支給月額を二千四百円から三千五百円に引き上げるとともに、満十八歳未満の子のうち二人までに上り、満十八歳未満の子の一人に上り、それぞれ引き上げることとするほか、配偶者を欠く職員の子のうち一人についての支給月額を千六百円から二千五百円に引き上げることとしたこととあります。

第六は、住居手当について、公務員宿舍の入居者等を除き、月額四千円をこえる家賃を支払っている職員に住居手当を支給することとしたこととあります。この場合において、月額七千円以下の家賃を支払っている職員に支給する住居手当の月額額は四千円を控除した額とするとともに、月額七千円をこえる家賃を支払っている職員に支給する住居手当の月額額は家賃から七千円を控除した額の二分の一を三千円に加算した額とし、その加算した額が五千円をこえるときは五千円とすることとしてあります。

第七は、交通機関等を利用して通勤する職員に支給する通勤手当について、運賃等相当額の全額支給の限度額を月額四千円から月額五千円に引き上げるとともに、自転車等を使用して通勤する職員に支給する通勤手当を、自転車等の使用距離が片道十キロメートル未満の職員にあっては月額千五百円、その他の職員にあっては月額千八百円、人事院規則で定めるところにより通勤が不便であると認められる職員のうち、自転車等の使用距離が片道十キロメートル以上十五キロメートル未満である者にあっては二千円、自転車等の使用距離が十五キロメートル以上である者にあっては二千五百円とすることとしたこととあります。

なお、交通機関等と自転車等を併用して通勤する職員に支給する通勤手当についても、その支給月額を改定することとした次第であります。

第八は、宿日直勤務一回についての宿日直手当の支給限度額を、通常の宿日直勤務にあっては六百二十円から千円に、管理・監督等の業務を主として行なう宿日直勤務にあっては千二百円から二千円に、土曜日等の退庁時から引き続いて行なわ

れる宿直勤務にあっては九百三十円から千五百円に、土曜日等の退庁時から引き続いて行なわれる宿直勤務で管理・監督等の業務を主として行なうものにあつては千八百円から三千円にそれぞれ引き上げるとともに、常勤的な宿日直勤務についての支給月額を、四千四百円から七千円に引き上げることとしたこととあります。

第九は、非常勤の委員、顧問、参事等に支給する手当の支給限度額を、日額九千八百円から日額一万二千円に引き上げることとしたこととあります。

以上のほか、附則において、この法律の施行期日、適用日、特定の職務の等級の切りかえ及び特定の号俸等の切りかえ等に関する所要の措置について規定してあります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、特別職の職員の給与について、ただいま御説明申し上げました一般職の国家公務員の給与改定に伴い所要の改正を行なうとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、特別職の職員の俸給月額を引き上げることとしたこととあります。その内容を御説明いたしますと、内閣総理大臣の俸給額は百五十万円とし、国務大臣等の俸給額は七十五万円とし、内閣法制局長官等の俸給額は六十万円とし、その他政務次官以下の俸給月額については、一般職の職員に指定職俸給表の改定に準じ、五十二万円から四十四万円の範囲内で改定することとしてあります。

また、大使及び公使については、国務大臣と同額の俸給を受ける大使の俸給額は七十五万円とし、大使五号俸は六十万円とし、大使四号俸及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、五十一万円から三十九万

円の範囲内で改定することとしてあります。なお、秘書官については、一般職の職員の給与改定に準じてその俸給月額を引き上げることとしたこととあります。

第二は、委員手当について、委員会の常勤の委員に日額の手当を支給する場合の支給限度額を二万六千六百円に、非常勤の委員に支給する手当の支給限度額を日額一万二千円にそれぞれ引き上げることとしたこととあります。

第三は、沖繩国際海洋博覧会政府代表の俸給月額を五十一万円に引き上げることとしたこととあります。

以上のほか、附則において、この法律の施行期日、適用日等について規定してあります。

以上、両法律案の提案理由及びその概要について御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○三原委員長 賛論防衛政務次官。

○賛論政府委員 ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、このたび提出された一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じて、防衛庁職員の給与の改定を行なうものであります。すなわち、参事官等及び自衛官の俸給並びに防衛大学校学生の学生手当を一般職の職員の給与改定の例に準じて改定するとともに、営外手当についても従前の例に準じて改定することとしてあります。

国会において御審議を願っております防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案が成立した場合に防衛医科大学校学生に対し、防衛大学校学生に於けると同様の学生手当等を支給できるように規定を整備することとしたしております。

この法律案の規定は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用することとしております。このほか附則において、俸給の切りかえ等に関する事項について、一般職におけるところに準じて定めております。

なお、防衛医科大学校の学生にかかわる改正規定は、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律第一条中防衛医科大学校にかかわる規定の施行の日から施行することとしたしております。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○三原委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○三原委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。加藤陽三君。

○加藤陽三委員 数点お伺いいたしますが、時間が少ないので、御答弁も簡潔にお願いいたします。

まず第一は、今度の給与改定で国民は相当大きな負担を受けることになるわけですが、この給与の改定勧告にあたっての人事院の総裁の談話を私は非常に注意深く読んだのでございます。これによりまして、「公務員の勤務の密度及びその質においていささかも民間のそれに劣るとの批判を招くことのないよう、全体の奉仕者としての使命感に徹しつつ、厳正な規律の下に行政効率の増進とサービスの向上に一層精励されることを強く要望したい」。国民の大多数がそう希望しておられるのです。この間人事院のほうからいただいた資料によりまして、懲戒処分の場合ですが、昭和四十六年度が総件数一万一千八百八十二件、昭和四十七年度が二万五千七十七件、昭和四十七年度

が三万七千三百二十六件と漸増しておるのであります。これは一例でございますけれども、こういう点について、総務長官は、先般当委員会でも竹中委員の御質問に対して、同感だというふうなことをおっしゃいましたけれども、同感だとおっしゃるだけでは済まないように思うのです。どういふ具体的な措置をおとりにならうかと考えておられるか、御答弁をお願いします。

○坪川国務大臣 加藤委員の御指摘になりました点でございます。全く私は加藤委員の御意見に敬意を払いながら同感をおぼえておる次第であります。あの当時政府を代表された二階堂官房長官の談話、また私が担当大臣としての立場から発表いたしました談話の中にも、この点を十分訴えまして、公務員の自衛、また国家的な大きな予算上の課題を考えると、公務員としての事務の精勵等に対して十分配慮いたすべきであり、そうした覚悟を持っていただきたいということを天下に発表いたしました次第でございますので、今後におきましても、そうした点に十分気を配りながら、事務の能率と公僕としての公務員の使命に徹していただいて、職場で公僕としての国家公務員、地方公務員としての仕事に御精進いただくよう、さらに十分配慮、監督もいたしてまいりたいと考えております。

○加藤陽三委員 それはもちろんやっていただきたいし、ことに私、希望したいことは、この給与改定の意味するものを、人事院総裁の談話にありましたことを、具体的に各省庁に徹底をするような措置をとっていただきたいということをお願いをいたしておきます。

第二に、人事院総裁にお伺いいたしますが、私、前から考えておるのですが、給与の問題は給与だけで切り離して考えていいのかわるか。退職金とか年金等と一連の関連のもとに考えられるべきものじゃないかという基本的な問題を私、抱いておるわけでございますが、人事院総裁、どういうふうにお考えになりますか。

○佐藤（達）政府委員 御指摘の問題は、私どもよく民間の方からいわれるのでありますが、公務員は給与も民間並みになる、さらに退職金なり年金のほうは民間以上の優遇を受けておられてたいへんいい境遇ですなというふうなことをときどき聞かれるのですが、これは昔の恩給制度時代であれば、またそのたてまえが今日まで継続されておれば、あるいはそういうことになるかもしれませんが、けれども、私どもは、たとえいま言われましても退職手当の関係をいいたしても、せんだって退職金に関する法律の改正をお願いした際に申し上げましたように、民間の企業の退職金のあり方について調査をした結果、いまはほぼ官民匹敵しておる、しかしこの辺はこちらのほうに手当てをする必要があるというふうなことから前回の改正をお願いしたようなことでもありますし、それから年金のほうも、現在の制度では共済の掛け金でやっておりますが、民間の場合に比べると、決して有利になつておるとは言い切れないというふうにおられれば、外部の方には十分御説明をしておりますが、要するに、全体を総括してみまして、大体金銭関係の待遇は民間並み、民間を越えるものではないという説明のしかたが十分できると思っております。

○加藤陽三委員 私は基本原則をお認めいただいたのでけっこうです。民間給与を越えるか越えないかというところは別の問題だと思っております。場合によつては越えてもいいと思っております。越えてもいいのですが、やはり給与は退職手当とか年金とかの関連において考えられるべきものでありうと私は思っております。

退職手当の問題については、この前の委員会でも御説明を聞きました。私も大体了解いたしました。年金の問題につきましては、これからひとつ時間をかけて検討したいと思っておりますが、きょうはこの程度にしておきます。

その次にお伺いしたいのは、国家公務員の給与というものは、言うまでもないことですが、それよりも、官職の職務と責任において給与する、与えるということになつておるわけですね。もちろんこの方針でおやりになつておると思うのですが、今度の給与改定を見ますと、どうも若干私、納得できない点がある。たとえば指定職の甲、乙をおやめになったわけですね。これは官職の職務と責任において給与するということとどうもズレがあるのじゃないかというふうな気がしてならないのですが、いかがでしょうか。

○佐藤（達）政府委員 甲、乙の撤廃は、ただ見出し、目じるしを変えただけでございまして、実体は全然変わつておらないつもりでございます。たとえば、従来の甲というものは一言一給与というたてまえに徹してきておったわけでありまして、けれども、今後そのたてまえは決してくずさない。ただ、甲、乙を設定した際の制度から申しますと、多少これを区別をする他の実益があつたわけでありまして、今日においてはそういう面からの区別の実益はない。ただ実質的に、一言一給与を守るグループと、多少ゆとりを持たせるグループと分けておけばいい。これは人事院規則で指定いたしますから。笑い話でございますけれども、甲の一番安い月給と乙の一番高い月給とは実は同額であつた。月給は同じでもいいから甲にしてくれというふうな要望が聞かれました。

○加藤陽三委員 次に職階制の問題ですが、職階制は一応できておるといへばできておるのでしょうが、どうも完全でないような気がしてなりません。いまだどういふふうな作業が進んでおりますか、お答えいただきたいと思ひます。

○佐藤（達）政府委員 御承知のように、職階に関する法律というのが現在ありまして、実はこの法律ができて間もなく、その法律に基づいて人事院がごまかい職階をつくりまして、そして国会にも提出した経緯がございます。しかしこれは不幸にしてそのままになつて今日に及んでおるというわけでございます。しかし厳然として法律はあつたわけであります。また、それだけの意義は持つ

ておるわけでありまして、私どもとしては、さらに新しい立場からこの検討に取りかかるべきである。前に人事院が出しました職階は、実に非常にこまかくて、われわれそのころは政府内部において、これは電話帳じゃないかというような批判、悪口を言った覚えもございまして。そういうことは現状からあまりに飛躍があり過ぎる。したがって、いまおことばにもちよつとありましたように、現在の採用試験の制度を見直して、あるいは給与の表から、あるいは配分給与の標準職務からいいたしても、実は職階があるわけです。目に見えない職階のもとに採用試験なりあるいは給与の格づけをやっておるわけですから、したがって、あまり飛躍的な野心的なことを考えないで、現在目に見えない職階がある、その職階をまず字づらにあらわしてみ、そしてそこに合理的な調整を加えて職階表をつくらうじゃないかというわけ声で、ここ数年來、特に職階課という課を設けて、そこで勉強されております。今日では、大体テストの表をつくるような気持ちで、各省の御協力も得まして、二、三のモデルの職階を選ん、で、現実はどうなるかということまでやつておるわけでございますが、何ぶんしかし、給与制度、それから採用試験の制度その他の面とつなぎ合わせてこれを立案いたしません、思いがけない摩擦が起きたりいたしますので、その点はきわめて慎重に、かつ周到に現在非常に勉強をしております。中間報告も二、三回は聞いております。もう少し時間をかけてりつぱなものをつくろうという意気込みでおります。

○加藤(陽)委員 職務と責任において給与するといふ点で、ちよつと一つ問題が私、前からあるわけですが、これは外務省の方にお聞きいたしますが、大使、公使から外務省の局長になる、大使、公使から次官になる、大体そのようですけれども、これはどのくらいあるものですか。

○鹿取政府委員 いまお尋ねの大使、公使から局長になる、大使、公使から次官になるケースでございますけれども、現在の外務省の本省の次官、

局長で申しますと、次官も大使経験者でございまして、それから局長のうち大使経験者は、いまのところいなくなりました。一人、前のアジア局長が大使経験者であつたのですけれども、今度かわりまして、いまのところの局長では大使経験者はございせん。局長と次官の間にあります二人外務審議官、それから機軸長と三人おりますが、その外務審議官及び機軸長が大使経験者でございまして、

○加藤(陽)委員 そこで、大使、公使の俸給と次官、局長の俸給と比べてみますと、次官は大使の三番目ぐらい取りますけれども、局長は非常に低いのです。大使、公使をやった人が局長になり審議官になる、これはやはりそういう職務の必要性があるんじゃないですか。

私、この間西ドイツの給与制度を調べてみました。西ドイツでは外務次官が大使の最高給の上です。だんだん首脳外交ということが展開されていく、通信機関、交通機関も昔に比べれば格段に変わつておるのですから、これからの外交というものは本省中心に行なわれることは、ほくは当然だと思ふのです。大使と本省の次官、局長との考え方というものは変わつてくるんじゃないかという気がして私はならないのです。これは検事長並びに次長検事から法務次官になる例も多いのです。これはどこでお考えいただくことがしかるべきかわかりませんけれども、何か給与制度として整理がついてないように思ふのです。御答弁をいただきたいと思います。どなたからか……

○鹿取政府委員 特別職の職員に法律によりまして、確かに大使が一号から五号までありまして、事務次官のところから五号まであります。大使の四号、五号というものが事務次官より上の給与になるわけでございますけれども、現実には四号、五号の大使というものはおらないわけでございます。制度ではありますけれども、現に四号、五号の大使はおらない。したがって大使の最高は、現にありますが、三号でございまして、次官相当に

なつております。

○加藤(陽)委員 現実の問題として言つておるのじゃないので、制度として考えていただきたいというところを申し上げておるわけでありまして、これは検事長並びに次長検事と法務次官との関係も同じだと思ふのですが、これはどこで御検討いただくのかわかりませんけれども、国家公務員の給与の基本原則から考えると、どうも私には理解できない点があります。御研究をお願いいたします。

その次に人事院にお伺いいたしますが、行政職の給与を民間の給与との比較でおきめになつておるのはいいいのですが、私の調べたところによりまして、公安職の職員の給与は、昭和二十三年ごろには行政職と大体二〇%ぐらい差がありました。今度聞いてみると一%の差なんです。公安職の職員は、行政職の職員に比べてどういう考え方でおきめになつておるか、御答弁を願います。

○尾崎政府委員 公安職の職員あるいは税務職の職員につきましては、一般職俸給表と申しますか、行政職表に對しまして、いわゆる水準差というものがあるわけであります。その関係は、昭和二十三年ごろにおきましては、約四号俸というところで約一六%あつたわけでございますけれども、それが現在大体一〇%ぐらいの程度になつております。その関係は、一つにはいわゆる初任給が非常に上がったまゝでございまして、上下較差が従来よりも半分ぐらいに縮まつておる。でございますので、一年当たりの昇給が、従前は六カ月で昇給いたしましたが、今では、一号少なくて五%ぐらいでございます。したがって一年当たり一〇%ぐらいの昇給をしておつたわけでございますけれども、それが現在平均的に約三%ぐらい下がつてきております。そういう非常に格差が縮まつてきているという関係で、つまり従来の四号差というものが現在では半分以下といったような感じに実はなつてい

るわけでございます。そういう関係から、四号差といひましても、現在それが非常に小さくなつていゝものでござい

すから、各省庁から、水準差のあるところから、もう少し水準差をつけてもらいたいという要望が非常に強くございまして、つまり片方におきましては、水準差というものを、調整額の場合には比率でつけているというところもございまして、そういう関係で、同じ比率ですつと維持しているところと、そういう号俸差をやつておりますところは非常に縮まつてくるという関係がございまして、そういう水準差、いわゆる職務差のつけ方を検討しようというところで、昨年の勧告の際も、今後の検討事項というところを打ち出しておるわけでございますが、ことしも引き続き検討いたしております。ことはそういう関係で、公安職及び税務職の水準差につきましては若干の引き上げを行なつておりました。調整は若干いたしております。今後なお、そういう調整額の関係と号俸差で水準差をつけておる関係等につきまして、よく検討しようというところになつておるわけでございます。

○加藤(陽)委員 おっしゃる意味は、四号差というものは、人事院としてお考えになつておる行政職と公安職——公安職でも税務職でもいいのですが、その基本的なあり方であるが、これが初任給のベースアップなんかで現実にはだんだん縮まつてきた、こういうことですか。この四号差というものが道当かどうかということは、また議論してみなければいけないと思ひますけれども、原則は変わるべきものではないんだという感じが私はするわけですね。その変わるべきものではないというところは、初任給が上がつたことによつて差が縮まるということはあるまいしょうけれども、やはり原則は維持できる形において俸給表をつくるのが至当ではないかと私は思ひます。これは私の意見でありますから……

その次に、これは防衛庁にひとつお伺いいたします。防衛庁職員給与法で隊員の曹、士の諸君の給与をおきめになつておる計算の根拠として、一日分の糧食費、光熱費、衣料費といふものをどういふふう

負担が何ぼで、本人の給与の計算から差し引いたものが何ぼかということをお答え願います。

○高瀬(忠)政府委員 現在の糧食費は日額三百五十七円でございしますが、これを三百九十三円にいたしまして、そしてこれを期末、勤勉手当と十二カ月をプラスしたもので延ばしますと、一日二百八十円ということになります。三十六円アップというところでございします。それから光熱費、営舎の関係の費用は現在四十五円、これは四十八円になりまして、その三分の二を負担するというところで三十二円、そういうことで、先ほど提案理由説明で御説明申し上げましたように、営外手当は九千五百十円、八百四十円アップということになるわけですが、ほとんど全部個人の負担と言っているかと思ひます。

○加藤(陽)委員 私、お伺いしたいのは、糧食費や光熱費の中で、国が負担するものと本人の給料計算の中から差し引かれるものと、その比率はいままでと変わっておるか変わっていないのか。変わってあればどう変わっておるかということをお聞きたい。

○高瀬(忠)政府委員 糧食費は一〇〇〇個人負担で、それから営舎費は三分の二、これは従前のあれと同じでございします。

○加藤(陽)委員 糧食費は一〇〇〇個人負担—これは、本人の好みにかかわらずきまり切ったものを食わしておいて、全部本人の負担で引くというのはいじやないですか。

○高瀬(忠)政府委員 糧食費は御承知のように約四百円でございしますが、それは、糧食費の計算をいたしまして、そして本俸から差し引いておるわけでございます。その額を実質的な面で見ますと、これは本人が負担する。実際は国が全部負担をしていくかっこうになっておりますけれども、実質的な面で見れば本人負担ということになっております。

○加藤(陽)委員 もう一ぺん伺いますが、隊員の食う糧食費まで全部給与の計算から引いておるの

ですか。確かですか。これはひどいと思うな。

○高瀬(忠)政府委員 この問題につきましては、先生御指摘のように問題があると思ひます。それで、ただいま給与制度研究会のほうで、どういふふうに負担するかというところにつきましましては研究中でございますが、考え方といたしましては、先ほど申し上げましたようなことでございします。

○加藤(陽)委員 まだいろいろ聞きたいことがありますが、時間が参りましたから終わります。

○三原委員 大出俊君。

○大出委員 時間がきわめて短いわけでございますからあまり長い質問はいたしません。冒頭に總理府の坪川さんのところで、今回の勧告作業をめぐりましてたいへんにお骨折りをいただきました。人事院の皆さんのほうも、たいへんな悪条件の中で御苦労いただきました。勧告が早く出たわけでありまして、給与法が上程されるまでに相当の日にちがかかって、各方面の公務員の方々が心配をしておられたようでありましたが、たいへんな悪条件の中を総務長官以下皆さんたいへんまたお骨折りをいただきました。提案をいただきました。ともに喜びたいと思つておるわけでございます。お礼を申し上げます。

それ、總裁にまず一つ承つておきたいと思つておりますのは、作業を急いでいただきました根底にありましたのは、この異常な物価の上昇が続いているわけでありまして、あるいは政府みずから、たいへんな物価上昇だからということをおっしゃるが、たいへんな物価上昇だから、極端な物価上昇でございします。そこで念のために、全国あるいは東京というふうなことで、前年対比で、CPI、この面でのくらしい上昇が見られるかという点をまずおあげいただきたいのです。本年の三月あたりから今日までのくらしい上昇がいつあるかということをお示しいただきたい。

○尾崎政府委員 本年の四月から申し上げたいと思ひます。四月におきましては、全国について申しますと対前年比九・四％でございします。それが五月には一〇・九％、六月には一一・一％、七月

に一一・九％という形になっております。それから東京におきましては、四月におきましては一〇・〇％であつたのでございしますが、七月におきまして一二・四％ということになっております。

なお八月は、暫定数値でございしますが、一二・九％というところでございします。

○大出委員 全国で前年対比、三月が同月比という形でございしますが八・四％、以下四月が九・四、五月が一〇・九％、六月が一・一、七月が一・九、こういう数字でございします。東京で三ヶ月が九・九、四月が一〇・〇、五月が一・三、六月が一・六、七月が一・四、八月が一・九、こういうふうなことであります。

このたいへんな上昇は、過去を振り返つてみて、かつてない、先例が全くない、こういう異常な上昇を示している八月一二・九％、こういうわけでありまして、一五・三九％、一万四千四百九十三円の人事院勧告をせつかく御苦労の結果お出しをいただきました。さてこれは四月週でございしますが、この間のいまのたいへんな物価上昇からいたしますと、半ば取り返されてしまつていくという、生活の質とするとあたりにまして、価値がすでになくなつていくと極論をしなければならぬような異常な状況であります。特に生活必需品の上昇率、中身を私、調べてみました。たいへんな生活費の高騰であります。倍以上かかっている。つまり生活必需品の八月段階における上昇率から見ますと、家庭の主婦の立場からすれば、三ヶ月に千円であつたものが二千四百円ぐらいかかる、こう言つておりますけれども、そういう状況なんです。

そうすると人事院は、公務員の給与に関しては法律できちつときめられて責任を負わされている形になつてゐる。これは、一五・三九％の賃金上昇が法案になつて出てきたからそれでいいやというところになるのかどうか。これは私はいへん大きな問題だと思ひます。もう一ぺん人事院は、これを何とかしなければならぬという立場でものを言う責任がなければならぬという気がするわけでありまして、あわせて再勧告というものが、人材確保法案その他のからみもございまして、先般私は三〇論議をいたしました。そこらのところを、一人事院側は、公務員の生活の現状、ここに責任を負わなければならぬ立場でどう考えておられるかという点を承りたいのです。

○佐藤(達)政府委員 申すまでもありませんが、私どもの従来の立場は、官民比較の上に立つて勧告を申し上げた。民間より先んじて公務員だけを優遇するという立場にはないわけで、したがつて、かつて民間調査なども、非常に厳密にやつておるわけでありまして、

ことしの場合で申しますと、先ほどおねがひのおこたをいただきましたけれども、とにかく民間の上がりは、大体とことんまでやるところを待つて、待ちに待つてつかまつて、そして作業を急いで去年よりも早く勧告を申し上げたという点においては、努力をお認めいただけると思ひます。したがって、今度の春の賃金引き上げにおける一応山場はとらえておる。これから先やはりわれわれとしては、官民比較の立場でこれは見守つていかなければならぬということになるわけでございます。したがって、民間給与が今後どういふ変動を示すかということは、大きな関心を持ちながら注視してまいらなければならぬ。現在のところでは、そういう立場であります。このことを申し上げるにとどまることと思ひます。

○大出委員 私はやはり、人事院の総合較差方式、これは物理的にくすねてきたということになると思ひます。かつて初任給決定の方式についても人事院の方式がございまして、私は、これは世上一般の状況に合はなくなつてゐるのじやないかというところを、何べんか指摘いたしました。その後、異常な民間の初任給の上昇があらわれまして、人事院方式、到達方式その他ではどうにもならない結果になつてしまひました。私が申し上げておりましたとおり、わずか二年足らずでくすねてしまつた。総合較差といわれるこの形も、私は何べんかいままでのことを言つてきたわけでありま

けであります。あわせて再勧告というものが、人材確保法案その他のからみもございまして、先般私は三〇論議をいたしました。そこらのところを、一人事院側は、公務員の生活の現状、ここに責任を負わなければならぬ立場でどう考えておられるかという点を承りたいのです。

ことしの場合で申しますと、先ほどおねがひのおこたをいただきましたけれども、とにかく民間の上がりは、大体とことんまでやるところを待つて、待ちに待つてつかまつて、そして作業を急いで去年よりも早く勧告を申し上げたという点においては、努力をお認めいただけると思ひます。したがって、今度の春の賃金引き上げにおける一応山場はとらえておる。これから先やはりわれわれとしては、官民比較の立場でこれは見守つていかなければならぬということになるわけでございます。したがって、民間給与が今後どういふ変動を示すかということは、大きな関心を持ちながら注視してまいらなければならぬ。現在のところでは、そういう立場であります。このことを申し上げるにとどまることと思ひます。

○大出委員 私はやはり、人事院の総合較差方式、これは物理的にくすねてきたということになると思ひます。かつて初任給決定の方式についても人事院の方式がございまして、私は、これは世上一般の状況に合はなくなつてゐるのじやないかというところを、何べんか指摘いたしました。その後、異常な民間の初任給の上昇があらわれまして、人事院方式、到達方式その他ではどうにもならない結果になつてしまひました。私が申し上げておりましたとおり、わずか二年足らずでくすねてしまつた。総合較差といわれるこの形も、私は何べんかいままでのことを言つてきたわけでありま

すが、高いものは高い、低いものは低いで別ワクで考えなければいかぬのじゃないか。そのたびに、一つのワクの中で向こうへ持っていく、こっちへ積むということをやれば、一般行政職なんというものは、そんなことじゃ人事院総裁相手に裁判でも起こさなければいかぬということを言ったことがある。だから私はやはり、そういう立場に立つて考えると、総合較差云々じゃないのですから、あらためて公務員の給与というものを、物価上昇その他勘案をして、生活の実態ということばがあるのですから——マーケットバスケット方式を戦後浅井さんの時代から使ってきましたが、何もそんなものをとらなくたって、ほかの方法だって悪いとは思っていない、公務員法からいけば。だから、一体公務員の給与というものはどうあるべきかという、あらためた角度で判断する必要がもう出てきている気がする。これをこれから先議論し始めると、また午前中時間がたつてしまいますから突っ込みませんけれども、そういう新しい観点での見る必要がありはせぬか。おそろく総裁も、これから何十年も人事院総裁をおやりになるのじゃないかと思ひます。どこかのほうで、やめたいなんて言っている人もいる、総裁のあとだなんて言っている人も、この辺で、頂門の針じゃないけれども、もう佐藤総裁も、長い戦後の異常な物価上昇の時期に、主として佐藤さんが人事院におつて公務員給与というものを支えてきたわけですから、その上に立つて私はこう考えるという、この辺で教えをたれておく必要が私はあるだろうと思う。過去をお振り返りいただいて、どうあるべきかということを経験は考へてものを言う時期であらうという気がするものであります。そこらはいかがでございますか。

○佐藤(連)政府委員 教えをたれるのはたいへん儲越なことでございますけれども、新しい方向を模索していききたいという気がまは十分持っております。

ただいま総合較差についておことばがありましたけれども、総合較差の問題は、この間から私が

申しておりますように、それは研究問題の一つであります。しかし私どもやはり官民比較の鉄則だけは堅持したい。したがって、先ほどの最初のお尋ねに関連して考えますと、民間の従業員の方が歯を食い縛つてがまんしていらつしやるのに、公務員だけ優先してこれをどうしようとするところまではどうしてもまいりません。やはり民間の給与の現状というものを刻々と見守りながら、われわれとしてはそれに対応していくのが正しいのではないかと。そういう立場においては、これはいままでも間違いないと思ひますし、今後間違いないと思ひます。ただ、いわゆる比較の技術的な面ではこれは研究の余地があらう、一口に申し上げればそういうことでございします。

○大出委員 時間がありませんから深く立ち入ることを避けますが、しかし戦後昭和二十三年、行政調査部がGHQの中にできて、宮澤俊義さんなんかが中心になつて公務員の制度、給与というものを検討し始めた時期がありました。あれ以来今日までいろんな変遷がございしますが、やはり日本の働かざるの給料というものは官庁主導型なんですね。今日でもそういうことが言える。そういう節々がたくさん実証できるわけでありまして、これも、あらためてまた機会をいただいで申し上げたいと思ひます。

そこで、次にもう一つ聞いておきたいことがあるのであります。総理大臣の給料は今度幾らになりますか。

○坪川(連)政府委員 先ほど提案の御説明の中にも申し上げましたようにな百五十万円でございます。

○大出委員 百五十万円という基準は一体どこから出てきたのですか。

○皆川(連)政府委員 総理大臣の給与は、ここ数年来、大体四十年ごろから一般職の最高の公務員の大体二倍ということにいたしております。

○大出委員 なぜ二倍が妥当なんですか。

○皆川(連)政府委員 この点は、二倍が絶対不動のものだという根拠は必ずしも明確でないわけでございます。ただ、戦後からずっとやってきました経緯

緯とか、あるいはいろんな民間のトップクラスの給与等を考えれば、少なくともこの程度にする必要があるのじゃないかということ踏襲をしていくわけでございます。

○大出委員 いまのお話は論理的根拠がないんですな。何か戦後はそんなことをやっていったんだ、何となく二倍くらいが適当であらう。何となくというの、これは科学的根拠じゃない。つまり根拠がない。いわばつかみである、そうですか。

○皆川(連)政府委員 もちろん、いわゆるつかみというほどの客観性がないというわけでもなくて、やはり長い給与の中でおのずから出てきました秩序というものに基つてやっておるわけでございます。すが、もちろんこのほかにも、この結果が民間のトップレベルの給与と比較してどうであらうかというのを側面から調査をいたしておるわけでございます。ただ、その結果、それならばそれとぴったり合つておるかといふと、国の規模に匹敵するような民間の給与というものはなかなか比較しにくいわけでありまして、そういう個々の例を参考にいたしまして、おおむね妥当ではないかと、少なくとも高過ぎることはあるまいというよりな判断をしておるわけでございます。

○大出委員 民間のトップレベルのを調べたとおっしゃるのですが、どの程度お調べになりましたか。

○皆川(連)政府委員 従業員三千人以上の企業の会長または社長クラスを調べてみますと、百七万円という数字になります。

○大出委員 資料をひとつあていただきたいのですが、よろしゅうございしますか。

給料は名目で幾らと言つても、なかなかそれだけではいかない数々の事情があるよりであります。

そこで総務長官、この特別職の給与であります。が、こつと公務員俸給表をつくるにあたりまして、特別職の給与がたいへんもめた、そういう背景が一つありました。私も往生して話を聞いておつたわけでありまして、どうもやっぱり根拠だ

と思へるものがさつぱりない。そこらを考えまして、少し並べて質問いたしますからお答えをいただきたいのであります。国務大臣は六十五万円が今度は幾らになるのですか。

○皆川(連)政府委員 七十五万円でございます。

○大出委員 人事院の総裁はお幾らでございますか。

○皆川(連)政府委員 国務大臣と同額でございます。

○大出委員 七十五万円ですか。人事院の総裁の給料というのは、これは何が基準でございますか。

○皆川(連)政府委員 これは従来から国務大臣と同額にいたしております。

○大出委員 それはどういふ理由でございますか。

○皆川(連)政府委員 その職責の重要性等から考えまして、国務大臣と同等にすることが相当であるといふふうに考へておるわけでございます。

○大出委員 そうすると、国務大臣の給与というのはどういふ基準でございますか。

○皆川(連)政府委員 これは、先ほど申しました一般職の公務員の最高と総理大臣、そういうものをきめまして、その中に国務大臣なり、あるいはその他の特別職、たとえば法制局長官であるとかそういうものを割り振るということにいたしました。比率を従来から定めておるわけでございます。

○大出委員 これは妙なことに、国務大臣、会計検査院長、人事院総裁が今日六十五万円なんです。だからこれを七十五万円に上げるとすれば、全部七十五万円になるわけですか。そうすると、これと同額のものがもう一つありまして、国会図書館長というのが現在六十五万円です。こつちのほうは幾らになるのですか。

○皆川(連)政府委員 国会職員は、これは政府の法律では規定しておらないのであります。

○大出委員 おらないといつて、幾らですかと聞いているんです。六十五万円の国会図書館長といふのは幾らになるのですかと聞いています。御存

○皆川政府委員 これは国会でおきめになりますので、私たちは……。

○大出委員 この議論の中に国会図書館長などが六十五万円だというのが、検査官とか、人事官だとか、政務次官だとか、これは今日四十五万円。今度の法律で上がるのでしようが、内閣法制局長官、公正取引委員会の委員長、宮内庁の長官、これは現在五十二万円ですね。ところが国会図書館長が六十五万円だった、衆議院の事務局長が五十八万五千円だった、衆参法制局長官が五十二万円だった、こうするわけですが、今回特別職を定めるにあたって、最高裁なんかのほうも——これはおたくの管轄じゃない、法務省でしよう。だがそちらとのバランスがという議論が出てきた。

「委員長退席、加藤(陽)委員長代理着席」
そうすると、これまた、国会図書館長以下、これらのほうのバランスだとして考えなければならぬ、同額なんですから。そうしますと、ここらのおおの妥協な根拠があるのかどうか。

たとえば国会図書館長の六十五万円なんというのは、最初のころ国会図書館長をおやりになったのは金森徳次郎さんですね。金森さんほどの人を国会図書館長に持っていたとすれば、まさかいかげんな給料は差し上げられないなんといううなことできめた金額ですよ、国会図書館長というのは。金森さんほどの人がいまおやりになっているかどうか知りませんが、属人的なことは言いかねますけれども、それが、さっきあなたのおっしゃっている長い歴史、過去そうであったという総理大臣の給料なんかにしても、というお話なのですが、そういう過去のいきさつの中に、いま例にあげた国会図書館長を金森さんのおりにするのだからという判断の基準があった。そうすると、過去そうだったんだから、そうだったんだからといって特別職というものは踏襲をしてきている。それでいいかという問題が実は出てくる。あなたの所管のほうを少し承ります、そんなことをいえば、これは政党政治の分野からいけば、

私は別に政務次官になったことがあるわけじゃないからわかりませんが、政務次官におなりになる方があるかと思うと、同期の方で内閣官房副長官におなりになる方がある。あるいは総理府の総務副長官におなりになる方がある。これは、政務次官のほうには現行四十五万円、ところが内閣官房副長官のほうには四十四万円、総理府の総務副長官のほうには四十四万円、これは待て長が四十四万円ですけれどもね。そこらはどうしてこれ一万円差があるのだ。これも過去の歴史でございましょう。念のために説明しておいてください。

○皆川政府委員 これはいまお話のございましたように、政務次官と副長官の職務の規定のしかた等から、従来こういう扱いをしておったわけでございます。ただ、かねていろいろな御議論もありましたので、今回の改正案では、この政務次官と同等の職務をされるような長官につきましては、総理大臣の指定という形式をとりまして、政務次官と同額にすることができると道を開いたわけでございます。

○大出委員 時間がありませんからこれまで多く言いませんけれども、バランスの面からいって、どこかにひとつ確たる基準がないと、たとえば今回のようなめごとなんかでもそうなのですが、非常に回もめごとな面がございまして、これは、特別職給与というのはいまこの委員会でも取り上げたこととがございませんから、世の中の方が知らぬのですけれども、ふしぎなことが間々中には散見できるわけでありまして。かつて政務次官の方々と内閣官房副長官なり総務副長官なりとどうして違うのかと聞いてみたら、実は、各省は大臣がおいでになつたけれども、総理府の総務長官は当時大臣でなかったというわけですね。坪川さんおいでになります、今日は大臣なんです。私がこの委員会に属するようになってから法案が出てまいりまして、国務大臣の定数をふやすという、総務長官を国務大臣にするという、それを審議して通しましたからね。すると、その四十四万と四十

五万の一万の差というのは、総理府総務長官は大臣でなかったから差をつけておいたのだというのです。それならば、ほんとうならば大臣にしたときに直さなければいけません。官房長官も実は大臣じゃなかった。ところが、橋本登美三郎さんが官房長官になりましたら、とたんに私のところが話があつて、大官房長官ができたんだから国務大臣にしたいといつて法案を出したのです。そうでしょう。内閣補佐官制あるいは情報官制度なんかくつついていきましたが、それらをみんな切つて、官房長官だけ国務大臣にすることをこの委員会できめた。そのときにほんとうは副長官は直つてなければいけません、大臣になったのですから。つまりどうも特別職というのには、過去の歴史というところをいれたい気がするのであります。

たとえば今回もめた法務省なんかも、判事補から判事になる。八号でございましょうか、このところ。あるいは、てつべんのほうの地方の裁判官の方々、検事さんでいへば地方の検事長さん、これが最高検の次席、ここも東大、京大、東大、このバランス。ところが今度、政務次官と東大、京大、東大とが二十年間一緒だったというところがあつて、これまたどうも人事院は、今回東大の学長は五十二万円をお出しになつてゐる。これもおかしい。何でもまた人事院は東大、京大、五十二万円という書き方をしたのか。ここも非常に理解に苦しむわけでありまして。この辺のところを全部洗い直してみても、私どもが承つてなるほどと納得できる、そういう責任をもつておやりになる、これは一体どこでございましょうか。いろいろからみますが、一体どこなんですか。人事院も、東大、京大は幾らというよりなことをおっしゃるとすると、何が頭にあつてそういう言い方をなさるのか、これを聞いておきたいのです。これは特別職とすぐからんでしまふからですね。だから、もう少し上げようという意見があつた、たとえば最高検なり法務省なりから。しかし東大の学長がというのが一つあるから、それがやはり基準になつてしまふ、みなそこに落ちつかざるを得ないということになる。そこらのところは一体どういうことになつておるのですか。念のために承つておきたい。

○尾崎政府委員 一般職の最高につきました、従来から大学の学長の中で一番でございまして、東大、京大の学長といふことになつておたわけでございます。最近における、いろいろな大学における、いわゆる昔の総長から新制大学の学長になつてゐるとか、あるいは一般的にはかの学長につきましたと同じような様相になつてまいりまして、文部省では、大学の学長を、いま五段階になつておられますけれども、それを三段階か何かにもう少し接近させてもらいたいという要望がございまして。確かにそういう問題があると私も思つておりました、一方におきまして、行政関係の事務次官の位置と大学の学長の位置とはどういふ関係にあるべきかという点で、この二、三年来いろいろ検討いたしました。いまおっしゃる、おとしでございまして、事務次官は東大、京大、学長と従来二号俸差でありましたのを、一号俸差に接近させるといったようなことで、あるいは事務次官が最高給になつてもいいのじゃないかといったような議論も中でおしておるわけでございます。そういう関係で、東大、京大の学長が最高給になつておるといふ関係は、従来のいわばいきさつというところでございまして、長官の位置とそれ以外の事務次官の位置あるいは長官の位置と関係につきましては、このところいろいろ検討してまいりまして、今後もしやういふ点で検討していかなければならぬというように考えております。

○大出委員 そうすると、特別職に関してはやはり人事院が御検討いただき、ものを言うというところになるわけですか。そうですね。そのところを……。

○皆川政府委員 特別職のほうには、総理府のほうにおいていろいろと検討し御提案申し上げるわけでございますが、ただ考え方としては、一般職の最高クラスといふものに政務次官クラスを合わせまして、それとの均衡でいろいろ考えてきておつ

たということでございます。そのために、一般職の最高が幾らになるかということが、実際上非常に影響を持ってきたということでございます。先ほどお話のございましたように、特別職の給与相互のバランスあるいは前後のつり合いというものをどういうふうにするか、御指摘のようになかなかはつきりした明確な根拠がないと言われれば、そのようなことがあろうかと思ひます。私たちがしましては、できるだけ法務省関係あるいは国会関係とも歩調をそろえながら、実質上連絡をとっていきなさいと考えております。

○大出委員 これはたいへん複雑なので、たとえは政務次官と事務次官は、現在で言えば政務次官四十五万円、事務次官四十三万円ですね。これは一体なぜこう違うのだ、政務次官のほうがよい仕事をするのか。あまりどうも政務次官は仕事をなさる方は――箕輪さんをおいにならなすうが、たいへん仕事をなさってまいりました、立川問題とか何とか。これはたいへんで、箕輪さんは別ワクでございませうけれども、中には何もしないような政務次官もおいでになって、事務次官のほうが忙しいのではないかと思うのですけれども、四十三万円と四十五万円、これはおかしな話でして、何とかもうちょっと考えはないか。そうしたら今度は、政務次官を云々すると、東大の学長だの京大の学長だのは二十年間一緒に来たのだなんてね。そうすると今度は、政務次官は代議士の歳費と一結だ。政務次官を上げれば国会議員の歳費が上がるという。

私の場合などというのは、まことに属人的で恐縮なんだけれども、私、総合所得の申告納税をしますから、税率四十七パーセントですよ。そうすると、ちょっとやそつと上げてもらつたつて、累進課税ですから、上げてもらえば片一方総合するほうのやつが減っていくわけですから、ひとつもありがたいことではないんだけれども、そうかといつて、やはり微妙なことが起き上がる。政務次官と国会議員との関係が出てくる。そこが国会議員の歳費に触れるものだから、お手盛り歳費だ、歳費値

上げなんということをすぐ世の中がおつしやる。四十五万、こういふのだけれども、袋をもらつてみると、税率の関係からいくと私は二十三万です。二十三万でいいかと思つてみると、総合所得だから今度は申告するときにまた取られることになる。ばか話でございましてね。だから、そこらのところをちょいといじつたら、世の中の方々は、これはおもしろいからお書きになるんだらうけれども、国会議員はと、こうすぐ出てくるわけです。私も議員があるからいい気持ちはいしなす。そこらは、上げるなら上げるでもう少し合理的に理由を明確にする、据え置くなら据え置くで合理的な理由を明らかにする、世論にこたえるということにしてもらわぬと、ただでさえ政治不信などといわれる世の中に、これは非常に大事なことになると思ひます。

そういう意味で、やはり特別職といふものはそういう関連がありますから、今回はまあ五十二万という東大の学長の一つの基準が出てくるわけだから、そこにそろつていってしまふということになるのだから、これは政務次官も五十二万でしよう。そうすれば国会議員も五十二万でしよう。反対でつて言つてみたつて、法律がそうなつていく。だから、そこをどうも来る年に向けて、特別職全体といふものをどう考えるのかという普遍妥当性のある基準が考えられるなら、一ぺんそれを世の中に明らかにして、その席の賃金は幾らであるということにはつきりしていただければいいと思ひます。ただ単に百五十万円の総理大臣が高いか安いのかの問題ではありません。りつぱな仕事をなさつていくのなら、それが二百万だつて世の中は四の五の言ひはしない。だから、そういう普遍妥当性を持つ賃金のきめ方、あり方といふものは特別職についてなければならぬ。

ことを法務省では言つてゐる。ところが全体的に見れば、みんなこれはバランス論なんです。そうだとすると、検事補から検事になる方、判事補から判事になる方、一番末端から最高裁の長官に至るまで、あるいは政務次官、事務次官に至るまで、一体これはどう考えるかといふところで、納得し得ない金額に実は見えるところがございます。国会関係のほうも、私どものほうの所管ではないと言ひながら、全く無関係ではない。特にこれは、総務長官、国会関係は別ワクだといふけれども無関係ではない。そちらはそちらで、ほかの特別職をにらんでやつてゐるのですから。だから、その辺を総合的にどう考えればいいかといふ、すつきりした形がほしいわけでございます。

時間がありませうから、実は理屈を申し上げようと思つたのですがやめますが、われわれも長くやつてきておりますから、われわれのほうも理屈がある。だから皆さんのほうは皆さんのほうで、特別職問題でたいへんもめて法案がおそくなつたなどという理屈がございましてけれども、そこらなところはわかつてゐることなんです。それから、もめるならばなせもつと早く手をつけたかといふことになるので、そこらのおところをお考えをいただいて、最終的な段階で、全国の公務員職員の賃金決定をおくらしては困りますから、最高裁も泣いては申し上げました。全国の公務員の賃金の決定がおくれるという責任を裁判所が負うわけにまいらない、裁判官が負うわけにまいらない、検事が負うわけにまいらない。だから、土曜日をもつて折れますといふお話が私に参りましたが、折れてはいただいただけで済む筋合ひではない。折れてはいただいた責任が私にあると思ひます。だから、皆さんのほうでもう少し合理的に検討していただいて、当然裁判官は上げなければならぬものは上げるといふ措置は必要なんでございますから、そういうふうに来年度に向かつてお進めをいただきます。せつかく総理府が苦勞してコンピュータ作業その他で短縮をする、徹夜をなさる。

人事院が苦勞して、局長からだが悪いのになおおまとめになる。ところがそれが、裁判官だ検事だとかといふところにぶつかつて延びるということがあつては困るので、ぜひひとつ早く手をつけていただいて、すつきりとした結論を各案にわたつてお出しただくようにお願いしたいのですが、いかがでございますか。

○坪川国務大臣 ただいま大出委員より、特別職の格づけ及び俸給月額等の決定等についていろいろと御意見をまじえてのお話、私もほんとうに同感でございます。やはり国民が理解と納得をしていく、ほんとうに一体となつた姿でのものでなければならぬといふことを思うときに、この問題につきまして、決して、無秩序なことではこれを裏づけ、格づけ決定をいたしておるんじやございませうけれども、何らかこれに対するところの、いまの御趣旨に沿つた気持ち、また国民的な感情を察するときに、そうした点を政府といたしまして真剣に取り組んで、真摯にこれに対応するだけの答えを出すべき段階に來てゐると私は思ひます。ところが、各案なかなかこれは、あなたも最も権威のある専門的な立場でございまして、私のような立場からなしまして、関連的な問題がいろいろある、反作用的な問題も出てくるというふうなこともある。私も昔の議連の委員長時代から、国会議員のこれらについても私なりの考え方も持つております。そうした点を踏まえながら、大出委員の御指摘の点を感をもつた、当然、真剣に取り組む段階が來た、来つた、当然、こう考へておられますので、なかなかむずかしい、さうございませうけれども、その方向でひとつ検討を前向きに進めてまいりたい、こう考へております。

○大出委員 これは人事院の側にもぜひ、妥当性がある、やはりなるほどさうかといふことがすなおに受け取れる形にもうしていかなければいけません。したがつて、過去さうであつたからといふだけでなしに、今日どうあるべきかといふことをぜひひとつ御検討いただきたい。この点をお願い

しておきたいと思ひます。よろしくござい
すか。——では終わります。

○加藤(陽)委員長代理 木下君。

○木下委員 今回の一般職の職員の給与法の改正
につきましては、すでに八月二十八日の当委員会
で人事院勧告に対する質疑が行なわれておりま
すし、一刻も早く一般職職員の給与法が成立するこ
とを望んでおりますので、本日はもうごく簡単に
しほつて質問したいと思ひます。

総裁は先月の委員会、総合較差方式というの
は従来やってきたということだからこれを正し
いと弁護はしない、総合較差方式を検討したいと
いう趣旨の答弁をされたわけでありま。ここで
ひとつ確認しておきたいのでありますが、来年度
の勧告では、総合較差方式はとらないという方向
で検討をするということでしょうか、確認をいた
しておきたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 すみやかに検討するとい
ことをうたつておるはずでございます。すみやか
にという目標は、やはりいまおことばにありまし
たように、少なくとも来年度の勧告の際には何と
その辺の決着のつくような気持ちで検討を進めよ
うと、まあおっしゃるとおりと考えております。

○木下委員 この前の委員会、この総合較差方
式の問題点を指摘いたしましたけれども、本来
官民比較は行(一)、行(二)を基準に行なりべきであ
つて、その方向で前向きにすみやかに検討されるよ
うに強く要請をいたしたのでありますが、そ
ういう線でもって検討されるということを確認して
よろしくございませう。

○佐藤(達)政府委員 いまおっしゃいますよ
うな点も、私どもの研究項目の一つの重要なポイント
になっておるということを申し上げておきます。

○木下委員 次の問題であります、調整手当の
域を東京に限らず適用範囲を拡大するよう要望
いたしたのでありますが、これに對しまして、京阪
神関係等についても、問題の地域があれば検討を
するとの答弁がありました。前回は大阪府の熊取

町の官署指定を要望いたしました、兵庫県の加
古川、高砂につきましても調整手当は無給地に
なつております。加古川市、高砂市は、よく御承
知のように、明石市と姫路市とに挟まれた人口急
増地域であります。明石市と神戸市の間は八割、
姫路市は三割の支給地域区分になつております。

地方自治体におきましては、すでに加古川市の職
員は五割、高砂市の職員も本年度より五割の調整
手当が支給されております。加古川、高砂も官署
指定等で調整手当が支給されるようにすべきだ
と思ひますが、この点はいかがでございませうか。

○尾崎政府委員 御指摘の地域につきましても、
今後の研究課題と考えております。

○木下委員 早急に検討をくださるようによ
うに要望しておきます。

次の問題ですが、今回の俸給表の改定で行(一)
に特一等級を新設されたわけでありま。行(二)
の特一等級の対象者は大体何人程度いるのでし
ょうか。

○尾崎政府委員 当面といたしましては百五十
ないし二百程度と考えております。

○木下委員 行(二)の特一ですね、私、百人ない
百五十人程度と聞いておるのですが、もっと多い
ですか、二百人程度おられますか。

〔加藤(陽)委員長代理退席、委員長着席〕

○尾崎政府委員 各省と接触をいたしまして、各
省の要求を十分聞いてきめたいというふうにな
つておりますが、私どもの心持ちとしましては、百
五十ないし二百程度をいま考えておるわけであ
ります。

○木下委員 まあこの特一等級の運用は人事院規
則で後日定められることと思ひますが、この特一
等級の対象者をできるだけ広げるべきだと思ひま
す。ごく少数の限られた人たちのためにこの道を
設けるということであつてはならないというふう
に思ふのですが、行(二)の一等級の一割以上とい
たしまして大体三百人程度になるのではないかと
思ひますが、この程度に格づけされなければなら
ないではないかと思ふのですけれども、いかがで
しょうか。

○尾崎政府委員 格づけする対象官職といたし
ましては、大規模車庫長、特大規模の車庫長、そ
れに技能労働関係の多くの部下を持つ職長的な方
それから小さな船でございませうけれども、船長、
機関長、そういう方々を考えておまして、各省
からの要望を十分検討いたしまして格づけをして
まいりたいというふうになつておまして、御指
摘のお話も十分承りまして、各省の要望について
の実際の格づけに当たりたいというふうになつて
おります。

○木下委員 この特一等級につきましてはいろ
ろの問題があるかと思ひますが、頭打ち等に対す
る改善の道を開くという点で評価はできると思
ふのです。それが逆に特権階級の優遇だけ考
えるということであると非常に問題になつてくる
ので、したがって、そういうこともよく考慮
の上、これをあまり狭く特一等級に上る道をし
ぼるということのないように特に要請をいたして
おきます。よろしいですか。

○尾崎政府委員 特一等級は行政(二)で申し
ますと四等級相当の官職でございまして、かなりそ
う意味で重要なポストということになるわけ
でございますけれども、やはりそういう意味合
い、職務と責任が行政(二)の四等級相当とい
うふうな角度で検討をし格づけをしてまいりたい
というふうに考えております。

○木下委員 次に財源の問題に触れますが、さ
きの委員会におきまして、公務員給与のアップと
関連しまして、大蔵大臣から各省大臣に経費節
減を要請したということでありま。総理府
といたしましては、この経費節減の対象財源は具
体的にはどのようなものがあるかと検討しておら
れるのでございませうか。

○皆川政府委員 この問題は、大蔵省のほうで所
管をいたしておりますので、私のほうで、どうい
う費目について削減の対象にするかということ
はつきり申し上げるのはいかがかと思ひますが、
大体、特に緊急を要する公害とか、あるいは学校

とか、そういったものを除いた事業費を中心とし
て考えておるわけでありま。そのほか一般のい
わゆる物件費等について考えているわけであり
ます。

○木下委員 その経費節減入分の大まかな基準と
申しますか、内容的なものについての指示はある
のですか。そういうものはないのですか。

○皆川政府委員 大蔵省のほうから具体的な削減
方針を立てて通達があるものと思つております。

○木下委員 それはまだないのですか。あつた
んですか。

○皆川政府委員 私のほうでは、あまり大きな削
減対象になるような事業費も持つておりません
けれどもありますけれども、まだ私のほうで
は通達を受けておりません。

○木下委員 ここで私は、従来この勧告実施と引
きかえに行なわれましてたび重なる定員削減、そ
れに伴う業務量の増大、あるいは経費節減などに
よる労働条件の劣悪化、労働強化という経過から
見まして、特に強く要望しておきたいのであり
ます。労働条件の劣悪化あるいは労働強化を招くよ
うなことは絶対にすべきではないと思ひますが、
この点はいかがでございませうか。

○皆川政府委員 今回の節約の中には、ベ
ースアップに伴う人員の削減というものは考
えていないと承れております。

○木下委員 労働強化の点はどうでございませ
う。いうことで労働強化が一方において起ること
というふうなことになる、これは何をしておること
かわかりませんので、そういうことのないよう
に十分に配慮をしてもらいたいと思ひますが、い
かがでございませうか。

○皆川政府委員 もちろん公務員の場合に、住民
サービスの面と業務の合理的な運用という両面が
ありうかと思ひますが、そういうことは永久に
ある課題でございませうけれども、このベースア
ップに関連して、特に、そういう人員の削減をする
とか、あるいは業務量の増大をもちたすとい
うこととはないと私たちは考えております。なお、いま

のお話につきましては、今後十分に留意をして進めてまいりたいと思ひます。

○木下委員 終わります。

○三原委員長 鈴切康雄君。

○鈴切委員 時間の関係等もありますので、一般職の職員給与に関する法律については、週日の委員会におきまして私も質問をいたしましたので、一般職の職員の給与に関する法律のほうの問題はきょうは取りやめまして、防衛庁の職員給与法の一部を改正する法律のほうについての御質問を申し上げたいと思ひます。

いま現在、御存じのように防衛二法が参議院において審議中であります。この推移というものは非常に微妙な段階に來ているわけでありまして、国会の意思においてあるいは成立をしないという場合も当然考えられるわけでありましてけれども、その中であつて、昭和四十九年度に入学が予定されている防衛医科大学校学生に対し、防衛大学校学生と同様の学生手当を支給できるようにすること、こういうふうな規定されておりますけれども、もし防衛二法が成立をしないという段階において手当の規定はどのようになるでしょうか。

○箕輪政府委員 私どもは、当然今国会におきまして防衛二法を成立させていたいただきたい、また成立していただけるものと思ひまして、防衛大学校の学生と同様の学生手当を防衛医科大学校の学生にも上げたい、こういうことで提案を申し上げてゐるわけでございます。

○鈴切委員 当然防衛二法を成立させていたいただきたいという政府のお考え方はわからないわけではないわけですが、しかしそれはどこまでも国会が意思を決定する問題であるわけですから、そういうことを考えたときに、私は防衛二法の審議の中にこれらの給与法の問題もやはり入れておくべきではなかったか、そのように思ふのですけれども、その御見解について……。

○高瀬(忠)政府委員 いま先生仰せのとおり、防衛二法の中に給与のことも規定をしておけばよい

かつたわけでございますが、従来の例によりますと、給与改定のときと法律の審議をされている時期との関係で、たとえば防衛医科大学校なら防衛医科大学校のものとなる防衛二法が通りまして、そのあとで給与改定が行なわれるというのが通常の例でございますが、今度はそういうようなことで同時の機会に審議を受けるということになりましたので、その辺前後するわけでございますけれども、本来的に言へばそういうことであつたかと思ひますが、従来からのいきさつから見まして、実はそういうふうな段取りをとらなかつたわけでございます。

○鈴切委員 要するに実体と中身というものを別々に出すところにこのような問題が起つてくるわけでありまして。私も公明党はこれまで、防衛庁職員に対しても、現在の一般職の給与のアップ、そういう点から、当然法の平等のもとに人事院勧告に準じているという考えから、賛成ということを態度で表明をしてきたわけでありましてけれども、このような状態のものが入つてまいりますと、私も防衛二法の中における医科大学の設置に對しては反対であるということを表明をしてゐるわけでありまして、結局はそういうことから、せつなく職員給与の問題は別な考え方としてとらえておつたやさきでもあるにかかわらず、このような状態ですといふ賛成しかねるようなことになつてくるわけでありまして。このように思ふのですが、今後こういう問題についてやはり相当慎重にやらなくてはならないと思ひます。

○高瀬(忠)政府委員 ただいま先生のおっしゃるとおり、医科大学の設置の規定と同時に給与の改定もすればよかつたわけでございますが、先ほど申し上げましたように、時間的な関係その他の判断を若干間違えたといひますか、その判断がそこを来たしまして、そしてこういうふうなことになるいたしましたわけでございますけれども、防衛二法は現在審議中でございますが、先ほど政務次官からお話ありましたように、これが通りますと直ちに

に隊員、防衛医科大学の学生の募集をしなくてはなりません、その際に手当は幾らだというふうなことも明示しなくては行けませんし、それからさらに、来年四月から学生が入つてまいりますと学生手当を支給しなくては行けない、そういう必要性がございまして。そういうふうなことで、ぜひそういうふうなことを急ぐといひまして、防衛二法の成立も私も期待しておりますけれども、給与法におけるこの規定の成立も期待いたしておるわけでございます。

○鈴切委員 私、特別職についても質問をしたいと思つておりましたけれども、時間もあまりないやうでございますから、一応特別職については一問だけお聞きしたいと思ひます。

総理大臣が九十五万から百五万に今度なるというところでありますけれども、大臣が七十五万に今度アップされることになりましたが、特別職の俸給の算定根拠というものはどこに置かれてゐるのですか。

○皆川政府委員 特別職のうち、たとえば裁判官あるいは検察官、あるいは防衛庁の事務職員とか、一般職を基準に置いてある程度の職務の特性に応じて若干の給与差額を設けるという観点の特別職、それからいわゆる高級の幹部職員であつて特別職になつてゐるという方々、二つあるわけでありまして。総理大臣あるいは各省大臣、あるいは各種行政委員会の委員等につきましては、これは先ほど申し上げましたが、実は明確な勧告なり基準なりというものを私どものほうで随時行なつてその算定をしてゐるわけではないのであります。先ほども申し上げましたように、一般職の国家公務員の最高俸であるところの東大あるいは京大の学長さん、これと政務次官というものを終戦直後からずっと一致をさせて、それを起点にしてそれぞれのバランスの上から考へておる、こういうことでございまして、先ほども申し上げましたように、その政務次官のおおむね倍額を総理大臣の俸給にする。その間に國務大臣あるいは法制局長官というものを配しましてバランスを

とつてゐるわけでありまして。

○鈴切委員 内閣総理大臣の俸給のアップ率、それから國務大臣の俸給のアップ率、それから内閣法制局長官の俸給のアップ率というのはどういうものでございましょう。

○皆川政府委員 数字をまづくしてゐる関係で多少違つておりますが、内閣総理大臣の場合は一六・七％、國務大臣の場合は一五・四％、それから法制局長官の場合は一五・四％、政務次官の場合には一五・六％というふうになっております。

○鈴切委員 人事院勧告は一五・何％になつておりますね。そういう観点からいいますと、内閣総理大臣は一六・七％とかなり大幅なアップになるわけですが、それはどういふふうな考え方ですか。

○皆川政府委員 人事院の勧告でも、一般職の中でも特に指定職の取り扱いにつきましては、年によつて、一般職員よりも低い場合あるいは高い場合、いろいろございまして。本年は指定職のアップ率がわりあい高かつたわけでありまして、特別職につきましては、大体指定職のアップ率に準ずるものが多いわけでございます。そういう関係で若干高くなつてゐるのでございます。ただ、内閣総理の場合にちよつと率が高いのじゃないかというお話でございますが、これは昨年末は端数の関係で多少低くなつておりました、何年かをならして見れば大体同じ倍額という比率を保つておるわけでございます。

○鈴切委員 東大のあるいは京大の総長、これは五十二万円なんですけれども、その倍額になるということなれば百四万ということになるわけですが、いすれにしても算定基準の根拠というものを、京大とかあるいは東大の学長にいつも合わせながら進めていくものであるか、あるいは、もつとほかのバランス等もあるのか、あるいはそれは参考というところでどめ、さらに検討を今後も続けていかれるのかどうか。その点についてお伺ひします。

○皆川政府委員 もちろん比率だけで考へてい

くわけにもまいらないかとも思いますが、やはり役所の中の職務の重要度というものがそら変わらない場合におきましては、比率を一つの基本にしていったらいいのじゃないかというふうに考えております。

ただ、先ほども申し上げましたように、その比率がいわゆる官民比較等をいたした場合に非常に不均衡なものになってくるという事態が別に起これば、これはまた考えていかなければならぬと思うのであります。したがってその両面から、まあこのくらいのが適当でないかというふうに思っております。

なお、昨年の例で申し上げますと、機械的に計算をしますと、総理大臣の俸給はたしか九十一万円ぐらいになることを要する九十九万円にした、ことしも端数を五万円という刻みにした、こういうことで若干率が違ってくるわけでありました。先ほどもちょっと御答弁申し上げましたように、この特別職の給与の基準につきましては、もう少し詰めた考え方があっていいんじゃないかというふうに私たちも考えておりますので、この点については早急にひとつ議論を詰めてまいりたいと考えております。

○鈴切委員 以上をもって終わります。

○三原委員 受田新吉君。

○受田委員 この給与関係諸法案が一括上程されている段階で、一般職の場合は人事院勧告を十分尊重した結論で出ておりますし、特別職も一般職と対応号俸などを考慮しながら改善されていると見受けるのでありますが、特別職の場合の一つの問題点として私、特に指摘したいことは、特別職の別表に規定されてあるところの職種とその俸給表の中に、この前と変わった問題点が幾つか出ておるのであります。それは特に、公害等調整委員会委員長、これが公害等調整委員会の常勤の委員との間に非常な格差が生れておる。この理由はどういふところにあるわけですか。

○坪川国務大臣 公害等調整委員会の重要性は私から申し上げるまでもございせんが、最近の公

害問題あるいは土地問題等の重要な問題が当委員会においていろいろの調整がなされつつある非常に重要な委員会であることは、受田委員御承知のとおりでございます。政府といたしましては、公害問題に対して積極的に対処すべき重大な課題を抱えておることから考えてみましても、その委員長に期待するところ多くあるわけでございますので、委員長に対する俸給月額を検査官、人事官、政務次官並みに引き上げた気持ちは、ここにあるような次第でございます。なお、委員長以外の常勤委員の俸給月額については、他の委員会の委員とのバランスを考えて現在のランクで審議をお願いいたしておる。公害の重要性、また委員長の持つべき立場におけるところの職務の重要性を勘案して引き上げたということでございまして、端的に申し上げます。

○受田委員 公害だけが重要で、あとはそのままだに据え置いたというのは、重要度が低いと判断されるのですか。

○坪川国務大臣 そうした比較関係で判定したのではございせんけれども、その中であって特別にという気持ちであります。全部重要でござい

○受田委員 公害だけ二段階の特別な引き上げ方をなさっておるわけですか。一段階ぐらいいでいくのが普通なんですね、重要性があったとしても。急にこの段階で重要になった、二段階、三段階の特別の措置をしなければならぬというが、この委員との間に開きがぐつと広がったわけですか。こういう思いのつきの必要要素があると思うのです。順次待遇を改善するということ意味であるならば一段階を飛び上がればいいわけですね。二段階も三段階もという特別な飛び上がりをおぼろげに公害だけに取上げて、あとの委員会の重要度がいかにも低いような印象を与える理由をもう一度説明願いたい。

○皆川政府委員 公害の委員長だけ上げましたのは、実はこの法律をつくらます当時からいろいろ議論があつたようでございまして、御承知のように、公害等調整委員会は国家行政組織法に基づき

ますいわけの三条機関でございまして、性格としては国家公安委員なりあるいは公取委員というものと同じものでございまして、それからこの別表にありますが、首都圏整備委員会というものも同じでございまして、ただ首都圏整備委員会の場合は別な高にランクされるということと、いわゆる三条機関の中で委員長としての常勤の方はこの公害だけなわけでございます。こういうことから、当初からいろいろ議論があつたやうでございまして、発足後の状況、その職務の重要度等を見た上で考えたらよろうということであるようになったというふうに承っております。

いまお話しした点につきまして、私も実は受田委員が前から当委員会に御議論いただきまして、記録を十分に拝見をさせていただきまして、いろいろな観点から検討を加えたわけでありまして、もちろん中にはいろいろな御議論もあり得ると思ひますけれども、いま申し上げましたような関係で、三条機関の委員長で常勤の方は公害の委員長だけが低いランクにあるということを考えましても、もちろん認証官でございせんので、公取委員長並みにはいたしてございせんけれども、政務次官のところにランクするのが適当ではなからうかというふうに考えたわけでありまして。

○受田委員 急に委員長と委員の間が開く、ほかの委員は重要度が低いのだ、委員長だけ重いのだ、こういう認識は私は間違いだと思ふ。委員の皆さんだつて真剣にやっておるので、委員長との開きがぐつと開いて、委員長だけ二階級も三階級も上がる、委員はそのままだに二階級も三階級も上がる、これは普通の委員が非常に不満な感じを持つというそのことも考えられませんか。普通の一般の常勤の委員はいままでどおりがまんしてくださ、委員長だけを二階級、三階級上げますというその行き方は、委員会の重要度を考えるならば、その委員も当然重要性を倍加、三倍加するということになると思ふのです。委員長と委員の間

をがと開かれた理由が私にはわからぬ。

○皆川政府委員 これは多少形式論になりますけれども、現在、三条機関で普通の委員で、たとえば先ほど申しました首都圏整備委員会の委員という、この職務はすべて昔からあるわけでございます。この委員と公害等調整委員会の委員の方は同じランクになっておるわけでございます。ただ委員長だけは、首都圏整備委員会の場合は国務大臣がやっておられるということと事情が違つておるわけでございます。もちろん委員長だけ上げるにあたりまして、委員についても考えるべきじゃないかという議論もございました。私のほうもいろいろ検討したわけでありまして、首都圏整備委員会あるいは公労委等、同じような性格の三条機関と同じランクにあるので、この際はここに手をつけることは差し控えたほうがいいんじゃないか。先ほども申し上げましたように、前々からこの委員のランクづけについてはいろいろ御議論があることを伺つておりますので、将来は十分に検討したいと思ひますが、今回はこのような措置をとることにいたしましたわけでありまして。

○受田委員 今度、航空事故の調査機関に委員長と委員との間に差がついておる。五十万と四十四万と、こういう開きができておるのです。航空事故のほうはウェイトが軽くて公害は重いという、二万円の差がついた理由はどこにあるのですか。

○皆川政府委員 いまお話しした委員長の、いわゆる国家行政組織法の八条機関でございまして。公害の場合には、三条機関として国務大臣にかつた仕事をしておるわけでございます。そういう意味をもちまして、若干の差等があつてもしかるべきじゃないかと考えたわけでありまして。

○受田委員 いままでこの任務と急に変わったのですか、委員長の任務は。

○皆川政府委員 この点は、先ほども申し上げましたように、発足当時から性格的な差があるという議論がございまして、ただ現実には発足した後の職務の執行状況等を見て考えたらいいのではないかと、これは政府部内の議論でございまして。

そういう見解がございまして、もちろん法律上特別に急に変わったということではございません。

○受田委員 防衛庁職員給与法との関係が出てくるわけですが、防衛医科大学の学生の手当が職員給与法の中へ出て、航空事故のほうは航空事故の法律の中に給与が出ておる。防衛庁職員給与法と、さっきの御質問のように、防衛庁設置法の関係とにらみ合せて、防衛庁設置法が通るといふ前提のもとにこういうふうな形で出しておられるというふうな、法案の出し方についていろいろお聞きになっておるという危惧が一つあるわけですが、これは私、一つ問題だと思つて

きょうは防衛庁長官にかわつて政務次官がおいでになっておるのですが、政務次官は普通は質問のときには御苦労願つたとしても、提案理由の説明は大臣が出てきて説明されるのが原則です。それが長官が出てきて政務次官が出られるというふうな変則な状態などというものは、これは国会としては問題があると思つておる。われわれ野党のほうから大臣の出席を従来要求して、政務次官ではない、こういう一つの伝統があるわけですが、にもかかわらず、大臣が出られないという形でこの審査が進行しているというふうなことは、非常にへんてこなものです。不信任案が出ている。不信任案が出ているというところについては、防衛庁長官を不信任しておる。そのことは防衛庁に対する全体の問題にもなつてくるわけでございますので、その不信任案が出てくる段階でそのお役所の法案が出てくることは、これは非常にへんてこな問題で、かつて昭和二十八年に岡崎外務大臣を不信任したときに条約案の審査がされたことがありますが、これは条約案です。国際関係でやむを得ぬ状態が起る。しかし国内法では、やはり大臣が出て御説明されるという筋が通らなければならぬ。この原則がいま破られておるわけです。こういう形で社会党から出された不信任案のもとに審査が行なわれておる。そしてこの法案が通つてから緊急上程されるということでありま

するが、緊急上程をされることを予測しまして、防衛庁長官の不信任が通る場合も予想されるわけですが、通るかもしれない。自民党の中にも不信任の人がおつて過半数になれば通る。だから、その段階で緊急上程というところをどうするかというところ、不信任案が通つてみなければ、あるいは否決されてみなければわからぬ段階で緊急上程などということをお聞きする、そのことにも問題があるわけですが、これははなはだへんてこな話です。こういうへんてこな話の中にこの委員会が進行しつつあるというふうな状況になつておる。したがって私としては、やはり野党第一の不信任が出てくる段階においては、この法案は、不信任が否決され、あるいは通過した後に処理をされるべき問題であると思つておつたのが、委員会の運営としてはそういう形に……（そのとおりと呼ぶ者あり）そうではなはだ私は遺憾であると思つておる。この問題の処理というものはいづれ本会議でなされることであるが、常に法案の説明は大臣が出て説明をされるべきである。この原則、とにかく趣旨説明だけは大臣が出てやられるという行き方ではない、ばならない。私は古い伝統を守つていきたいと思つておるのであります。そういう意味で私は、この当委員会の運営のあり方についてちよつと疑義を持つてまいつた次第であります。

そこで、いまあなたのはうでは、職員給与法の中に防衛医科大学という防衛庁設置法で定められるべきものの俸給をいれられておる。それから航空事故の調査の機関については、その法案の中に給与をいれられておる。同じ政府提案であつてこのようないやう方をされるというものは、一体どこに理由があるのか、説明を願ひたいです。

○運輸政府委員 ただいま受田委員から、大臣が出てくるのが至当である、今回の趣旨説明は国会の従来の慣例からいってきわめて不自然なことであるとおしかりをちょうだいいたしました。まず、大臣の山中長官の心情を申し上げたいと

思いますが、御承知のとおり、先生のいま御指摘になりましたように、不信任案を提出されておりました。実は、参議院内閣もきょうは委員会をやる予定でございまして、野党の先生方は、不信任案を出したんだから審査をしない、こういう状態ではないかとお聞きが申されておりました。そこで山中長官の心情を申し上げますと、まことに不自然なことではあるけれども自分は謹慎をする、本会議で自分の不信任案が可決されるか否決されるか、その決定を待つまで謹慎をしたい、というところで、かわつて、役不足ではございませうかもしれませんが、私が出席をさせていたただいたわけがございまして、どうかこの点も御了承賜わりたいと思ひます。

また、法案の提出でございしますが、いまの防衛医科大学の学生の手当の問題でございしますが、防衛二法を通していただきたい、また通していただけるものと思ひまして、この防衛二法が通りますと直ちに学生の募集業務を始めなければなりません。それにまた学生手当はこうだということを書かなければなりません。そういうことで、緊急でまことに恐縮でございしますが、御提案を申し上げて先生方の御審議をいただき、そうしてすみやかに採決をいただければありがたい、こういうことで御提案を申し上げたわけがございします。

○受田委員 いま私の質問した問題がお話がついたようでありまして、信任された大臣のものと審査というよりは信任された形。あるいは不信任された場合は別ですが、そういう形でこの採決の段階が扱われるようになるといふいまの時点の情勢の変化があつたことで、私、この問題の質問は一応打ち切ります。

そこで、もう一つ今度は特別職。認証官という大使の中に、特別の使命を持った名称大使という、特任を持った国際機関に出られる方々の俸給表はこれへ入るのかどうか。あるいは名称公使と称せられる方が相当数おられる。何人いまいおられるか。私が当委員会でも何回か質問しました。公使の使命を果たしながら公使の給与を渡しておら

ぬという、これを指摘したわけですが、この公使の俸給表の中には、名称公使が従来参事官等の俸給表を適用を受けて、名称だけだいたいでつたというこの不合理を正されたかどうか。十分検討をし善処しますと約束されておりましたが、依然として名称公使、名称大使はこの俸給表の適用からはずされておるのではないかと、お答え願ひたい。特別職の俸給表です。別表の大使、公使の俸給表。

○皆川政府委員 この名称公使は一般職でございしますので、特別職の俸給表は適用を受けないことになつております。

○受田委員 名称大使もそうですか。

○皆川政府委員 現実には名称大使の方はおられないようではありますが、制度的には同じでございします。

○受田委員 私が何回か申し上げた、公使の任務を果たしておる人には公使の俸給を与えべきです。これはもう俸給のたまえからいふたら、その任務に対して俸給を出しておるのです。人事院総裁、大体そうじゃないですか、一般職の場合には、その職務と責任に対する正当な報酬が俸給表ではありませんか、一般職の場合。

○佐藤（連）政府委員 基本的にはおっしゃるとおりです。

○受田委員 総務長官、あなたが今度一度閣議でこういうことをすかつとやらなければいかぬ。実際に公使の使命を帯びて任務を果たしておる人に公使の俸給を渡していない。何回か善処を約束された。お答えがないとすれば、時間も迫つたことですから、次の質問でおしまいにします。何かありますか。

○坪川国務大臣 御指摘になりました点、十分検討を加えておきたい、こう思つております。

○受田委員 検討がしつぱら繰り返される。この際改めてもらいたい。

最後に、人事院総裁。民法第三条で成年とみなされる年齢は二十歳となつておる。未成年者ということになる、法律的には親権者とか後見人と

かが背景におつて、その行為能力の補正をしてい
るわけです。未成年者たる公務員、たとへば警察
官である。未成年の、親権者や後見人がいなければ
正当な法律行為ができないような者が公務員にな
つた場合、その公務執行上の扱いはどうなつて
おりますか。

○佐藤達政府委員 それはたいへんな爆弾的な
御指摘だと思つたので、問題は要するに
公法関係の一番根本に触れた問題でございまし
て、民法の原則が公法の分野にどのくらいそのま
ま適用されるかという、学者の間でも非常に問題
のあるポイントでございまして、とにかく私どもの
立場としては、公務員の関係においては民法の原
則はそのまま入つてこないんだ。さればこそ、御
承知のように国家公務員法では、はたして公務員
にふさわしい能力を持っておるかどうかというこ
とで厳正なる試験をやつて、そしてその試験にパ
スして能力を具備しておるといふ判定のついた者
を公務員にするというたてまえにしておりますか
ら、大体入り口のほうから申し上げればそういう
ことで、あとは公法通則というふうな、もう一つ
根本の法が必要だと私は思う。ほんとうは公法通
則の中に、期間の計算の方法とか、公法分野にお
いてはこうだというふうなことを書くのがわかり
やすい正しい行き方じゃないか。これはそこに触
れての重大な御質問だといふわけでございまして。
○受田委員 非常に重大な御質問だと指摘をされ
ました。これは公法関係の明記を要する問題で
す。つまり、二十歳に達していない者は酒を飲ん
でも処罰される、たばこを飲んで酒を飲ん
でも処罰される、たばこを飲むことを、おまえ
はやっちゃいかぬと言つて取り締まりをすること
にも問題があるわけです、公務員として。それは
警察官でも、未成年者が成年者を逮捕するわけ
ですから、そういう場合には行為能力の上に民法第
三条の規定はどのように生きるか。あれはもう原
則論であつて、具体的には行政法の所管だといふ
ような関係で片づけられる問題かどうか、私非常
に問題があると思つたのです。防衛庁でも少年自衛

官というものがたくさんあるわけなんです。そう
いう者の扱いをどうやっていいたらいかなという
ことと合わせて、特にこの点、政府において未成
年者たる公務員の法的根拠を明確にしていだくだ
ことを要望いたしまして、質問を終わります。
○三原委員長 これにて給与関係各法律案に対す
る質疑は終了いたしました。
この際、暫時休憩いたします。
午後零時四十四分休憩

午後三時二十五分開議

○三原委員長 休憩前に引き続き會議を開きま
す。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正
する法律案、特別職の職員の給与に関する法律及
び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨
時措置法の一部を改正する法律案、及び防衛庁職
員給与法の一部を改正する法律案を議題といたし
ます。

ただいま議題となりました各法律案は、午前中
の委員会ですでに質疑を終了いたしております。
これより各法律案について討論に入るのであり
ますが、別に討論の申し出もありませんので、直
ちに採決に入ります。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正
する法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○三原委員長 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び沖
縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措
置法の一部を改正する法律案について採決いたし
ます。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○三原委員長 起立多数。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律
案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○三原委員長 起立多数。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

次に、ただいま議決いたしました各法律案に関
する委員会報告書の作成につきましては、委員長
に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○三原委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○三原委員長 次回は公報をもつてお知らせする
こととし、本日はこれにて散会いたします。
午後三時二十七分散会

内閣委員會議録第二十号中正誤	
ベシ 段行 誤	正
三 三 六 歩つて	歩いて
二 二 八 焼却炉が、こわ	焼却炉がこわれ
二 二 九 れて	て
二 二 六 メモされて	メモにされて
二 二 五 流脂協会	油脂協会
同 第二十一号中正誤	
ベシ 段行 誤	正
二 一 五 奉げられた	奉ぜられた
同 第二十二号中正誤	
ベシ 段行 誤	正
一 一 四 行なわれて	行なわれている
一 一 五 全く、前と	全く前と
九 四 云 申しあげました	申し上げました
同 第二十三号中正誤	
ベシ 段行 誤	正
四 三 三 責せて	責めて
二 二 五 完全雇に	完全雇用に
二 二 六 出来の慣行	従来の慣行
二 一 二 している、と	している、と
二 三 三 とらえなければ	とらえなければ
二 三 七 労働者	労働者
二 三 八 若年者	若年者
二 一 七 措置を	措置の
二 四 九 範中	範中
三 四 末五 ついてはるべき	ついてはやるべ
二 二 九 絶体主義	絶対主義
二 四 五 自由憲法	自主憲法
二 三 八 授給者	受給者